

# ラオス投資ガイドブック

2024

(2024年2月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビエンチャン事務所

ビジネス展開支援課

## 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ビエンチャン事務所が、現地法律事務所 One Asia Lao Sole Co.,Ltd.および Deloitte (Lao) Sole Company Limited.と共同で作成し、2024年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為がされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび One Asia Lao Sole Co.,Ltd.および Deloitte (Lao) Sole Company Limited.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび One Asia Lao Sole Co.,Ltd.および Deloitte (Lao) Sole Company Limited.がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外ビジネスサポートセンター/ビジネス展開課

E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・ビエンチャン事務所

E-mail：LVI@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a stylized, bold, serif font.

## 目次

第 1 章	会社法の改正について（株式会社編）	1
第 2 章	会社法の改正について（公開会社/国営企業編）	9
第 3 章	環境影響評価規制および IEE/EIA リストの改正	12
第 4 章	登録資本金の輸入証明について	24
第 5 章	調停合意および仲裁判断の履行について	27
第 6 章	免税店について	29
第 7 章	保税地域について	32
第 8 章	最低賃金の改正	37
第 9 章	外貨の使用（外国人労働者の外貨給与支払い）について	39
第 10 章	公証役場について	41
第 11 章	個人所得税および納税者登録番号の最新情報	44
第 12 章	個人所得税に関する税務調査	48
第 13 章	法人税に関する税務調査	50
第 14 章	エネルギー事業活動に関する付加価値税（VAT）の実施状況	55
第 15 章	物品税に関するアップデート	58
第 16 章	外貨管理	60
第 17 章	外貨管理に関するその他の規制	63
第 18 章	Accservice.la システムを通じて年次財務諸表を電子的に提出する方法	67
第 19 章	Accservice.la システムを通じて年次財務諸表を電子的に提出する方法に関するその他の事項	73
第 20 章	LFRS の実務的課題	74

## 第1章 会社法の改正について（株式会社編）

### 1. 背景

2022年12月29日付で「改正会社法（No.33）（Law on Enterprise (Amended) No. 33/NA dated 29 December 2022）（以下、「改正法」）」が公布され（官報掲載日：2023年4月5日）、2023年3月30日から施行されている。

2019年において、企業登録にかかるプロセスが簡素化されたため、それを反映させた点が主な変更といえる。会社法は、一般的な会社の形態である、有限責任株式会社<sup>1</sup>（以下、「株式会社（Company Limited）」）の他、公開会社（Public Company）、国営企業(State Owned Enterprise)、パートナーシップ会社(Partnership Company)等に関する規定も含まれているが、株式会社に関する改正点を中心に解説する。

### 2. 企業登録申請、企業登録書（以下、「ERC」）について

企業登録に関しては、2019年2月1日施行した「企業登録に関する合意（No0023）」を基礎に改正がなされている。経済特区の中に会社を設立する場合は、計画投資省（Ministry of Planning and Investment）からERCが発行されているが、改正法は、商工業省/局から発行されると変更されている（改正法第15条）。しかしながら、2023年10月時点では、まだ運用に至っておらず、計画投資省管轄下の経済特区委員会からERCが発行されている。

重要な改正事項としては、オンラインによる企業登録制度の導入があるが（改正法第16条）、現時点ではその体制が整っておらず、運用されるまでまだ時間がかかると思われる。また、企業登録に要する日数は、3営業日へ改正されているが（改正法第17条）、実務上は、これまでどおり、10営業日以上の日数を要しており、法律と運用の乖離には十分に留意をする必要がある。また、企業登録書の記載内容は、これまで株主の情報が記載されていたり、されていなかったり統一されていなかったため、今後は、必ず記載されることになり（改正法第18条）、登記文書の標準化が図られる予定である。さらに、企業登録に必要な書類の中で、定款の提出が

---

<sup>1</sup> 会社が倒産した場合など、株主が出資額を限度に責任をもつ会社の形態

不要となった点があり（改正法第 97 条）<sup>2</sup>、当事者間で自由な会社運営が可能となっている。  
 なお、主な改正は次のとおりである。

<企業登録に関する会社法の改正点>

改正法条文	改正前	改正後
第 15 条 企業登録	経済特区（SEZ）への進出に関する規定はなし	SEZ への進出する企業も含めて、商工省/局企業登録課で企業登録申請を行う （※2023 年 12 月時点運用されていない）
第 16 条 企業登録申請	オンライン申請の記載はなし	オンラインでも申請可能（オンライン申請については、別途規定する） （※2023 年 12 月時点運用されていない）
第 17 条 企業登録に要する日数	10 営業日	3 営業日
第 18 条 ERC の記載内容	言及無し	①会社名、②企業番号、納税者番号、③会社の形態、④住所、⑤登録資本金、⑥マネージングディレクター（MD）の名前、⑦会社所有者、株主の情報
第 25 条 ERC の無効条件	言及無し	①紛失等で新規 ERC が発行されたとき ②重複して発行したとき ③企業情報を変更したときまたは会社を閉鎖したとき

<sup>2</sup> 企業登録手続きにおいては、定款の提出は不要となったが、その後の事業許可書を取得する際に、事業分野によっては、関連省庁より定款の提出を求められる場合があるため、会社内部資料として定款を準備することを推奨する。

<p>第 97 条 企業登録に必要な書類</p>	<p>①企業登録申請書 ②会社設立契約書 ③定款 ④会社設立会議議事録 ⑤宣誓書 ⑥委任状 上記の他に、実務上、パスポートの写し、住所登録証明および事務所の地図、CV、株主からの会社設立合意書なども必要)</p>	<p>①企業登録申請書 ②事業内容表明書 ③会社設立契約書 ④会社設立会議議事録 ⑤委任状（会社の MD や株主以外が書類を提出する場合） ⑥宣誓書 ⑦株主および MD のパスポート、ID カードの写し ⑧株主が法人の場合は、その法人からの現地法人設立合意レター ⑨その他必要な書類（実務上、取締役、株主（個人）の CV が必要） ※①～⑥は当局所定の書式に記入</p>
------------------------------	--	---

### 3. 事業許可証の取得、企業印、企業看板の作成について

SEZ へ進出する企業は上記 2 のとおり、企業登録を従来の計画投資省から商工業省/局で行うことに変更されている（改正法第 15 条）。原則、SEZ で登記した会社（計画投資省管轄）は、SEZ の中でしか事業を行うことができないため、商工業省/局で企業登録した会社が取得しなくてはならない事業許可証を取得する必要はない。

この変更により、ERC の発行元は、商工業省/局であるにも関わらず、これまでどおり、事業許可証を取得しないまま、SEZ の外で事業活動を行ってしまう SEZ 中の企業が増えることが懸念される<sup>3</sup>。

しかしながら、冒頭でも述べたように、現時点では、これまでどおり、SEZ へ進出する企業は、計画投資省から ERC が発行されている。ただ、上記のような混乱を避けるため、SEZ 中

<sup>3</sup> 計画投資省発行の ERC には、SEZ 内でのみ ERC が有効であることが記載されている場合もある。商工業省/局から ERC が発行されたときに、SEZ 内の企業と外の企業との区別が難しくなることも懸念される。

に進出した企業も、事業許可証を取得することが義務付けられるかもしれない、将来において論点になる可能性がある。

また、企業看板については、2018年発行の「看板法」および商工業省発行の「企業印と看板に関する通知（第20823号）」で詳細に規定されている。表示内容、文字の大きさ、文字の種類、看板のサイズ、色等は、これらの関連法令に従うことになる（改正法第29条）。看板の詳細は[ラオス投資ガイドブック2019年](#) 第3章を参照のこと。

＜企業登録後の義務に関する会社法の改正点＞

改正法条文	改正前	改正後
第19条 企業登録後の事業活動	新規	①ネガティブ事業リストに掲載の事業については、関連当局にて、投資許可証および事業許可証を取得 ②ネガティブ事業リストに掲載されていない事業については、関連当局から事業許可証を取得
第22条 企業印の作成	治安維持省は、申請受理後5日以内に作成	治安維持省は、申請受理後2日以内に作成
第29条 企業看板の作成	新規	企業登録後60日以内にERCの内容に従って、企業看板を作成。事務所の正面に設置すること

#### 4. 登録資本金について

改正前は、会社法と投資奨励法とでは、登録資本金の振り込みに関する規定の内容が、下記の表のとおり、それぞれ異なっていた。

旧会社法第101条、102条	旧会社法の問題点
会社設立前に資本金を振り込むこと	企業登録後でないと、銀行口座は開設できないため、実行不可能。
現金による出資は、（会社設立前に）最低70%の振り込みが必要。	改正投資奨励法第53条では「投資関連許可証を取得後、90日以内に登録資本金総額の30%を送金」とあり、矛盾している。

改正後は、登録資本金の払込期限は「会社登記後、株主総会で合意した期日までに払い込む」こととなったため（改正法第 101 条）、企業登録前に振り込むという実現不可能な問題点は、解消された。他方、改正後も、投資奨励法第 53 条と矛盾したままであり、改正後は、実質、振込期限を決めないという合意も可能であるため、資本金の振り込みが、厳格化されることが期待されたが、今回の改正では実現しなかった。

他方、資本金の未払いに対する措置に重きをおく改正となっている。例えば、資本金を振り込まない株主は、議決権、配当金の制限を受けたり、まったく支払わない場合は、株主から抹消される可能性があることが規定されている（改正法第 102 条）。

さらに、これまで取締役は、株主登記リストの写しを企業登録管理当局へ提出する義務があったが、提出の義務はなくなり、会社の内部資料として保管するのみと改正されており（改正法第 110 条）、会社運営の負担が低減された。

<資本金に関する会社法の改正点>

改正法条文	改正前	改正後
第 101 条 登録資本金の払い込み	会社設立前、 現物出資の場合 は 100%、現金の 場合は 70%	登録資本金の払込期限は、会社登記後、 株主総会で合意した期日までに払い込むこ と取締役は、払込期日の 10 日前までに、 各株主の株式保有率に基づいた払込金額と 払込期日を書面で通知すること
第 102 条 出資金未払いによる弊害	取締役が命じた 期限まで支払い がない場合、 利息を支払う。 利息も出資金も 未払いの場合、 株式を売り、 会社の債務に 充当。	株主総会で合意した期日までに資本金を 支払わない株主は、議決権、配当金の制限 を受ける。全く支払わない場合は、 株主から抹消可能となる。 未払いの場合、支払い期限日から 60 日以 内に、登記情報の変更手続きをすること。 (減資、株主変更、株保有率変更、会社の 形態変更、閉鎖等) 取締役が未払いの場合は、株主から請求、 提訴することが可能となる。
旧法第 107 条、第 108 条 記名株式、無記名株式		規定削除

第 110 条 株主名簿	名簿の写しを更新の都度、企業登録管理当局へ提出または更新がなくても年に 1 度 12 月 25 日より前に提出する。	名簿は事務所内で保管すること。
第 174 条 一人株主会社の場合の出 資金未払いによる弊害	新規	企業登録後、全額を払い込まない場合、 登記情報の変更手続きを 30 日以内に行う こと。（減資、株主変更、持ち株比率の 変更、会社の形態変更、閉鎖など） 株主は、上記変更の前に、会社の債務に 対して責任をもつこと。

## 5. 株主総会について

改正前は、取締役の任期は 2 年間と規定されていたが、改正法では、取締役の任期は、株主総会の合意する期間と明示されている（改正法第 123 条）。

株主総会の決議事項として、改正前は取締役および監査人の解任については、記載されていなかったが、改正後は、選任および解任も決議事項として規定された（改正法第 152 条）。定足数や議決要件に関しては、特に改正点はない。

### <取締役・株主総会に関する会社法の改正点>

改正法条文	改正前	改正後
第 123 条 取締役の任期	最高 2 年（更新可能）	株主総会で合意した任期
第 130 条 取締役の解任	解任後、新規取締役選任後 10 営業日以内に企業登録管 理当局へ新しい取締役を登 録する。	解任後、新規取締役選任後、30 営業日以内に、企業登録内容変更 申請を企業登録管理当局へ申請す る。
第 147 条 2 項 株主総会特別決議事項	新規（一部）	・会社の総資産の 50%以上を 売却、譲渡する場合 ・会社分割の場合

第 152 条 株主総会普通決議事項	選任のみで解任の記載なし。	取締役、監査人の選任と解任
-----------------------	---------------	---------------

<株主総会決議事項のまとめ（参考）>

	普通決議	特別決議
決議事項	①取締役の選任、 <b>解任</b> ②取締役の報酬決定 ③監査役の選任、 <b>解任</b> 、報酬の決定 ④定款や設立契約の採用 ⑤会計報告の承認 ⑥配当の決定 など	①定款や設立契約の変更 ②増資、減資 ③合併、 <b>分割</b> 、清算（閉鎖） ④法人の売却または事業譲渡、一部譲渡 ⑤他の法人の事業を購入、譲受 ⑥会社の総資産 50%以上の売却、譲渡 ⑦株主が 30 人以上の場合でも、株式会社の形態を維持する場合
定足数	会社法では、2 人以上の株主の出席、かつ、出席した当該株主が有する株式の合計が総株式数の過半数であること。	
議決	出席した株主の議決権の過半数	出席した株主および代理人（＝株主数）の 3 分の 2 以上の賛成、かつ、賛成した当該株主および代理人の株主が合計で総株式数の 80%以上を保有していること。

※太字は改正法で追加された事項

## 6. 会社の合併、分割、閉鎖について

これまで合併の規定は存在していたが、今回の改正により会社分割の規定が追加された（改正法第 160 条）。

<会社組織再編に関する会社法の改正点>

改正法条文	改正前	改正後
第 160 条 会社の分割	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会特別決議が必要</li> <li>・決議後 10 日以内に少なくとも 1 回メディアを介して通知が必要</li> <li>・異議があるものは、通知後 30 日以内に申告が可能</li> </ul>

## 7. 禁止事項について

これまで各違反事項に対する罰金の額が記載されていたが、改正法では、一般禁止事項、企業登録管理当局の公務員に対する禁止事項、投資家（個人、法人）に対する禁止事項が別個に規定し、罰金の記載は削除された（改正法第 207 条から第 209 条）。

なお、会社設立後に合法的に会社が運営されているか管理することを目的として、企業登録後の会社に課せられる義務違反に対する措置に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」）を 2019 年 9 月 5 日付で発行している（詳細は、[ラオス投資ガイドブック 2020 年 3 月](#) 第 1 章を参照されたい）。罰金よりも、より厳しい措置として、企業登録の抹消の対象となるような場合もあるため、会社設立後の運営には十分留意する必要がある。

### <禁止事項に関する会社法の改正点>

改正法条文	改正前	改正後
第 207 条 一般禁止事項	新規	① 禁止事業、違法事業を行うこと ② 企業登録をせずに事業を行うこと ③ あらゆる形態において、会社設立および事業活動を妨害すること ④ その他違法な行為
第 209 条 法人の禁止事項	新規	① 許可を取得せず事業を行うこと、事業許可証が無効になったにもかかわらず事業を継続すること ② 法令で規定された条件、要件に違反して、事業を行うこと ③ 他人に ERC を貸すこと ④ 書類や情報の虚偽の報告をすること ⑤ ラオス政府や公務員に贈賄を行う、非協力的な態度や業務妨害を行うこと ⑥ その他違法な行為

## 第2章 会社法の改正について（公開会社/国営企業編）

### 1. 背景

2022年12月29日付で「改正会社法（No.33）（Law on Enterprise (Amended) No. 33/NA dated 29 December 2022）（以下、「改正法」）」が公布され、2023年3月30日から施行されている。第1章では、一般的な会社の形態である「株式会社」に関する改正点について解説したが、第2章では、「公開会社」および「国営企業」に関する改正点を中心に解説する。

なお、改正会社法によれば、「公開会社」および「国営企業」は、以下のとおり、定義されている

#### <公開会社と国営企業の定義>

公開会社	改正法第3条および第180条	株主は、少なくとも3人の発起人であり、証券取引関連の法律および規制に規定されている資本市場を通じて資本を調達することを目的とする会社の形態の一つである
国営企業	改正法第189条	政府が設立した事業体であり、政府が株式51%以上を保有する事業体、あるいは、政府または国会の合意に従い、他の企業から国の事業体へ移行した企業

### 2. 公開会社について

改正法において、公開会社に関する事項は、第180条から第188条に規定されている。株主および第三者に対する発起人の責任、企業登録に必要な書類、増資・減資、取締役、会社の合併、分割、解散、清算に関する規定は、改正法の中の「株式会社」の規定が適用される。他方、経営、会計・監査、財産の取得と処分（売買、譲渡）報告・情報公開、取締役会、株主総会等は、証券取引に関する法令<sup>4</sup>に従うことになる。なお、株主の人数が、9人以上から、3人以上へ改正されている。

---

<sup>4</sup> 2019年12月3日付「証券取引法（No79）」

2022年7月22日付「上場企業の財産の取得と処分に関する合意（No09）」

2016年10月26日付「上場企業の取締役会に関する合意（No0024）」

＜公開会社の株主および発起人に関する会社法の改正点＞

改正法条文	改正前	改正後
第 180 条 公開会社の株主に関する原則	株主は少なくとも 9 人以上	株主は少なくとも <b>3人</b> 以上 残存株主が 3 人未満になった場合および/ または証券取引所を通して資金を調達する 目的がない場合、別の会社の形態へ変更す るか、会社を清算する必要がある。
第 182 条 公開会社設立(発起人) 会議の開催	企業登録管理当局 に会社設立契約書 を提出し、株主が 全員揃ってから 90 日以内に会議を開 催できない場合 は、延期を決定し た日から数えて 10 日以内に企業登録 管理当局に通知す る。	会社設立契約書および株主が全員揃ってか ら、90 日以内に会議を開催できない場合 は、延期を決定した日から数えて 10 日以内 に発起人は株主に通知する。
第 185 条 株券	一部追加	未払いの出資金の額および払込予定日

### 3. 国営企業について

改正法では、国営企業については、第 189 条から第 201 条に規定されている。国営企業の設立、運営管理およびビジネス活動に関しては、別途規定するとある。国営会社の株主や取締役の選任に関しては、2020 年 9 月 28 日付「国営企業の取締役会に関するガイドライン」の中で、詳細が規定されている。

＜国営企業の取締役に関する会社法の改正点＞

改正法条文	改正前	改正後
第 193 条 政府側の取締役会メンバーの基準と条件	新規	政府側の取締役会メンバーは財務省によって選任。その他、条件を 5 項目規定。
第 194 条 国営企業の取締役会の権利と義務	一部追加	財務大臣へ取締役委員会の選任または解任を提案。その他すべてで 7 項目を規定。
第 195 条 国営企業の取締役委員	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日々の事業活動の管理者であり、代表取締役および複数の副取締役から構成。</li> <li>・ 取締役会は株主総会の合意および雇用契約書に従い給与および報酬を得ることが可能。</li> <li>・ 取締役会および株主総会の管理下で、取締役政府側の取締役の基準と条件（第 196 条）および定款の定める範囲で活動。</li> </ul>
第 196 条 政府側の取締役委員の基準と条件	新規	管理職として 5 年以上の経験があること、取締役を受任する前に、自身の財産を申告することなど、すべてで 6 項目を規定。
第 197 条 取締役委員の権利と責務	新規	国営企業内の人事（管理職、部長、副部長の解任、選任など）等、すべてで 13 項目を規定。
第 198 条 代表取締役と取締役委員の責任	新規	事業活動の利益と損失に対して直接責任を負う。法律、定款、株主総会または取締役会の決議に違反する自身の行為に対して、法的責任を負う。
第 200 条 国営企業の株式譲渡	新規	取締役会または株主総会で検討し財務省へ提案。事業活動が国の経済活動の安定、国の安全保障にかかわる場合は、国会へ提案。株式譲渡後、政府の株式保有率が 50% 以下の場合、国営企業から他の企業の形態（株式会社、公開会社など）へ移行。

### 第3章 環境影響評価規制およびIEE/EIA リストの改正

#### 1. 背景

ラオスで投資事業を行う場合、プロジェクトの性質によっては、環境影響評価が必要となる（環境関連法制については、ジェトロ HP [ラオス投資ガイドブック 2016 3月](#) 第20章を参照）。その判断材料となるのが、「初期環境評価および環境評価実施が必要な投資事業リスト（以下、「リスト」という）」であり、2013年に発行されたリスト（詳細はジェトロ HP [ラオス投資ブック 2017 3月](#) 第13章を参照）が10年振りに改正され、2023年2月24日付で「環境影響評価における投資事業または活動の分類リストに関する天然資源環境大臣の合意（No0358）（以下、「合意」）」が発行されている。

#### 2. 環境影響評価の対象事業リスト

リストは下記のとおり、グループ1として初期環境影響評価（Initial Environmental Examination、以下「IEE」という）が必要なプロジェクト および グループ2として環境影響評価（Comprehensive Environmental Impact Assessment、以下、「EIA」という）が必要なプロジェクトに分類されている。

注目すべき変更点としては、エネルギー事業の中に太陽光発電、地熱発電などが追加されたことが挙げられる。また、水力発電に関しては、2018年のダムが決壊事故もあり、改正前は、発電量が15MW以上の場合、EIAが必要とされていたが、改正後は5MW以上となっており、発電量が小さくても、詳細な環境影響調査を実施することが求められる。

次のとおり、当該リストの日本語参考訳を整理したが、専門用語が多いため、詳細は必ず原文（ラオス語）も参照されることが望ましい。

＜初期環境評価および環境評価実施が必要な投資事業リスト＞

投資事業・活動	グループ 1 IEE が必要	グループ 2 EIA が必要
<b>1. エネルギー事業</b>		
水力発電	発電量 1-5 MW	発電量 >5 MW
原子力発電		すべて
天然ガス		すべて
バイオガス	すべて	
バイオマス発電	発電量 <5 MW	
風力発電	発電量 <50 MW	発電量 ≥ 50MW
太陽光発電	発電量 <50 MW	発電量 ≥ 50MW
地熱発電		すべて
火力発電		すべて
廃棄物発電		すべて
高圧発電所・送電線		発電量 ≥ 115KV
バイオマス発電開発		発電量 ≥ 5 MW
<b>2. 石油事業</b>		
石油貯蔵施設	5,000 ~ 50,000 m <sup>3</sup>	> 50,000 m <sup>3</sup>
ガステーションおよび関連サービス施設	給油機 8 台以上	
石油・天然ガス送電パイプライン		すべて
原油・天然ガス採掘		すべて
植物油精製所		すべて

3. 鉱物事業		
川での建設用鉱物（砂、石）の採掘	< 50,000 m <sup>3</sup> / 年 または ≦ 4 ha	≧ 50,000 m <sup>3</sup> / 年 または > 4 ha
地表の建設用鉱物（岩、無土、黒土、赤土、白土、砂）の採掘	< 100,000 m <sup>3</sup> / 年 または ≦ 4 ha	≧ 100,000 m <sup>3</sup> / 年 または > 4 ha
川での建設用および重工業用の鉱物の採掘		すべて
アンチモン、ヒ素、ボーキサイト、ビスマス、クロマイト、コバルト、金、銀、インジウム、鉄、スズ、鉛、亜鉛、マンガン、水銀、モリブデン、ニッケル、タングステン、砂鉱、微量鉱物、希少鉱物、放射性鉱物などの鉱物に関する事業		すべて
重晶石、ベントナイト、珪岩、石英、ドロマイト、ミネラルガラス、長石、蛍石、ザクロ石、グラファイト、石灰岩、岩塩、ガランガル、石灰岩、マグサイト、マグネシウム塩、大理石（大理石）、パコダイト、雲母、珪岩、石炭、リン酸塩、カリ、ルビー、サファイア、トゥクマリソ、バシヤン、花崗岩、アンジェサイト、ガボール、砂岩、リオライト、閃緑岩などの鉱物に関する事業		すべて
石炭、原油、天然ガス、オイル・シェールなど石油エネルギー鉱物に関する事業		すべて
4. 農林業事業		
食用作物、薬用植物、その他の植物の栽培	すべて	
割り当て計画による生産森林地域内の過剰伐採による荒廃した森林地および自然の荒廃地における商業目的の木材および農林生産物の栽培	すべて	

森林保護区、国有林保護区、生産林における森林生態系に関する事業	すべて	
ジャガイモ、サトウキビ、トウモロコシ、ヤシ、ジャトロファなどの産業作物またはエネルギー作物の栽培	すべて	
商業目的のあらゆる種類の昆虫の繁殖	すべて	
社会経済インフラが整っていない、貧しい僻地における、牛、水牛、馬、ラクダ、ダチョウなどの大型動物の飼育	500 頭～3,000 頭/ プロジェクト/活動	>3,000 頭/プロ ジェクト/活動
社会経済インフラが整っている地域における、牛、水牛、馬、ラクダ、ダチョウなどの大型動物の飼育	100 頭～300 頭/ プロジェクト/活動	>300 頭/プロジ ェクト/活動
社会経済インフラが整っていない、貧しい僻地における、豚の飼育	300 頭～ 2,000 頭/ プロジェクト	>2,000 頭/プロジ ェクト
社会経済インフラが整っている地域における豚の飼育	50 頭～ 200 頭/プロ ジェクト	>200 頭/プロジ ェクト
社会経済インフラが整っていない、貧しい僻地におけるアヒル、ニワトリ、七面鳥、鳥などの養鶏事業	5,000 羽以上	
社会経済インフラが整っている地におけるアヒル、ニワトリ、七面鳥、鳥などの養鶏事業	1,000 羽以上	
商業目的のワニの養殖	すべて	
社会経済インフラが整っていない、貧しい僻地における魚、水生動物の養殖（池を掘る）	20ha 以上/プロジ ェクト	
社会経済インフラが整っている地域における魚、水生動物の養殖（池を掘る）	10ha 以上/プロジ ェクト	
社会経済インフラが整っていない、貧しい	1,000ha 以上/プロ ジェクト	

僻地における魚、水生動物の養殖（自然の川）		
社会経済インフラが整っている地域における魚、水生動物の養殖（自然の川）	500ha 以上/プロジェクト	
<b>5. 加工業</b>		
1) 食品加工事業		
牛、水牛、豚、羊、山羊、および家禽のための食肉処理場および小規模の食肉処理工場	すべて	
肉、魚、魚介類、フルーツジュース、牛乳および乳製品、芋、タロなどの食品、動物または植物から生産された食品の製造または加工または貯蔵	>10 t /日	
製粉工場	30,000~100,000 t /日	> 100,000 t /日
粗糖および白砂糖の製造工場		すべて
素麺、米粉麺、小麦麺、フーの麺、マカロニなどの製麺工場	>10 t /日	
野菜、タケノコ、果物加工工場	>10 t /日	
食用塩工場	>10 t /日	
2) 飲料製造		
酒造工場	≧500,000 ℓ /年	
ビール製造工場	500,000 ℓ ~ 10,000,000 ℓ /年	> 10,000,000ℓ/年
ワイン製造工場	500,000 ℓ ~ 10,000,000 ℓ /年	> 10,000,000ℓ/年

酒以外の飲料製造工場	≧1,000,000ℓ/年	
3) タバコ生産工場	≧500 t /年	
4) 布、革、布製品、革製品製造		
化学薬品を使用した染色、織・編加工を含む紡績、縫製工場（布、木綿糸、繊維）	工場から排出される下水の量が一日 50 m <sup>3</sup> 以上	
カーペット製造工場	工場から排出される下水の量が一日 50 m <sup>3</sup> 以上	
縫製工場	労働者 800 人以上	
革なめし工場	5 万 t 以上	
なめし、染色プロセスを伴う革製品、獣毛製品工場	10～50 t /日	> 50 t /日
5) 製紙および紙製品製造		
古紙、板紙、包装紙、軟質紙、硬質紙製造工場	10～50 t /日	> 50 t /日
印刷所	10～50 t /日	> 50 t /日
6) 植物油の製造と燃料用の木炭の加工		
消費用植物油の精製所または工場	すべて	
燃料用木炭加工工場	5～10 t /月	
7) 化学物質および化学製品製造		
固形石鹼、粉末、液体、洗剤製品の工場	3,000 ～ 5,000 t /年	> 5,000 t /年
爆発物およびカテゴリー 2 および 3 の危険な化学物質の製造工場		すべて

爆発物、化学薬品、カテゴリ-2 および 3 の危険な化学製品および危険な化学化合物を含むその他の製品を保管するための倉庫	1~5 t/年	>5 t/年
カテゴリ-4 の危険な化学製品の製造		すべて
害虫またはハエの殺虫剤製造工場		すべて
蛍石、塩化ナトリウムなどの化成肥料工場		すべて
8) ゴムおよびプラスチック製品		
プラスチック廃棄物を原材料とするプラスチック製品製造工場	300~1,000 t/年	>1,000 t/年
ゴム加工工場	3,000 t/年以上	
9) その他非金属		
ガラス製造工場	1,000 t/年以上	
セメント完成品製造工場		すべて
半完成品セメント製造工場（コンクリートを原料として使用）	1,000 t/年以下	>1,000 t/年
燃料用石灰工場	1,000 t/年以下	>1,000 t/年
10) 一次鋼製造		
鋼鉄、鉄精錬工場	3,000~5,000 t/年	>5,000 t/年
鉄を含まない製錬工場（アルミニウム、マグネシウム、チタン、亜鉛など半製品）	1,000 t/年以下	>1,000 t/年
11) コンピューター、電機製品、視覚に関する製品製造工場		
コンピューター製造工場	すべて	
電球製造工場	すべて	
電子機器製造工場	すべて	

視覚に関する製品製造工場	すべて	
12) 電化製品製造		
バッテリーの製造工場	すべて	
電圧機の製造工場	すべて	
家電製品製造工場	すべて	
13) 発電機および機器の製造		
重機の製造工場	すべて	
リフト、エスカレーターの製造工場	すべて	
炉製造工場	すべて	
14) 車両部品製造		
大型車、大型車の鋳型および部品製造工場	すべて	
バイク、バイクの部品製造工場	すべて	
自転車組立および部品工場	すべて	
15) 輸送および建設機器製造		
船舶、鉄道、航空機等の輸送機器およびそれらの各種部品の工場	すべて	
レンガ、モルタル、陶器、ブロック、タイル、床タイル、などの建材の工場	1,000~5,000 m <sup>3</sup> /月	
16) リサイクル		
廃棄物のリサイクル工場（電化製品、木炭、使用済電池、使用済バッテリー、プラスチック）		すべて
廃棄物処理場		すべて
有害廃棄物焼却炉		すべて

一般ごみ焼却炉		すべて
<b>6. インフラ整備事業</b>		
沼地、池、天然河川の埋め立て		すべて
水の回廊の変更または拡張		すべて
新都市開発		すべて
大きな建物の解体		すべて
污水排水溝の建設	すべて	
污水処理システムまたは污水処理施設の建設	すべて	
社会経済インフラが整っていない、貧しい僻地におけるコンドミニアム、アパートメントの建設	50～90 部屋/プロジェクト	> 90 部屋/プロジェクト
社会経済インフラが整った地域におけるコンドミニアム、アパートメントの建設	30～70 部屋/プロジェクト	> 70 部屋/プロジェクト
社会経済インフラが整っていない、貧しい僻地における分譲住宅の建設	30～70 棟/プロジェクト	> 70 棟/プロジェクト
社会経済インフラが整っている地域における分譲住宅の建設	20～40 棟/プロジェクト	> 40 棟/プロジェクト
社会経済インフラが整っていない、貧しい僻地におけるホテル、ゲストハウスの建設	< 150 部屋/プロジェクト	150 部屋/プロジェクト以上
社会経済インフラが整った地域におけるホテル、ゲストハウスの建設	< 80 部屋/プロジェクト	80 部屋/プロジェクト以上
社会経済インフラが整っていない、貧しい僻地における運動場の建設	5～20ha/プロジェクト	
社会経済インフラが整った地域における運動場の建設	3～10ha/プロジェクト	> 5 ha/プロジェクト

ゴルフ場の建設	9ホール以下/プロジェクト	>9ホール以下/プロジェクト
社会経済インフラが整っていない、貧しい僻地における病院建設	150床以下/プロジェクト	>150床以下/プロジェクト
社会経済インフラが整った地域における病院建設	80床以下/プロジェクト	>80床以下/プロジェクト
高速鉄道工事		すべて
道路の新規建設	郡道、村落道、特別道路	国道、県道
道路の改修	県道、郡道、村落道、特別道路	国道
飛行エリアまたは公共の場の拡張を伴う空港、滑走路の拡張		すべて
飛行エリアまたは公共の場の拡張を伴わない、空港、滑走路の拡張	すべて	
メコン河およびその他の川の支流沿いの船場の改修	すべて	
乗客用および一般商品用の港湾の建設	500t以下（船の重さは含まない）	>500t（船の重さは含まない）
貨物積み下ろし場の建設	すべて	
メコン河沿いの船着き場改修工事		すべて
社会経済インフラが整っている地域を流れるメコン河、メコン河支流およびその他の川の支流沿いの護岸工事	10km以上/プロジェクト（住民の移住、移転をともしない）	
社会経済インフラが整っている地域を流れるメコン河、メコン河支流およびその他の川の支流沿いの護岸工事	1～10km/プロジェクト（住民の移住、移転をともしなう）	>10km/プロジェクト（住民の

		移住、移転をとともなう)
高等教育（学士、修士、博士、専門など）施設の建設	すべて	
一般ごみ処理場	1,000～5,000 t /年	>5,000 t /年
水道敷設、公園建設、乗客および陸上貨物用ターミナル建設	すべて	
貯水槽の建設	1,000,000 ～ 3,000,000 m <sup>3</sup> /日の水道水の供給量	> 3,000,000 m <sup>3</sup> /日の水道水の供給量
通信塔、電線、通信システムの建設	すべて	
灌漑施設（水路、堰など）の建設	すべて	
メコン河およびその他の川の支流にかける橋梁建設	中規模および大規模	
国が割り当てられた自然、歴史、遺産地域、文化地域および保護林、保安林および生産森林エリアにおける観光地開発	すべて	
ショッピングモールの建設		すべて
ドライポートおよびロジスティックパーク建設		すべて
メコン河にかける橋梁建設		すべて
娯楽複合施設開発（リゾート、ホテル、ゲストハウス、レストラン、ショッピングモール、その他サービス）		すべて
<b>7. 科学実験、試験センター事業</b>		
環境に関するサービスのための試験または実験センター（水、空気、土壌、騒音、有害化学物質）	すべて	

健康分野の試験場または実験センター	すべて	
農業、林業分野の試験場または実験センター	すべて	
動物用資材および動物用薬品分野の試験場 または実験センター	すべて	
地質分野の試験場または実験センター	すべて	
再生可能エネルギー（バイオマス、太陽光） 分野の試験場または実験センター	すべて	

### 3. 留意点

留意点としては、上記に掲載されていない事業については、事業実施者と天然資源環境局が、プロジェクトの情報に基づき、環境影響評価が必要であるかどうかを話し合う必要があります（合意第4条）、事業者は事前確認を行うことが推奨される。

また、経済特区内で複数の事業開発を行う場合は、経済特区開発の環境影響評価とは別に、上記リストに基づいて、追加で各事業の環境影響評価を実施する必要があるため、留意が必要である（合意第3条）。

## 第4章 登録資本金の輸入証明について

### 1. 背景

2023年6月16日において、ラオス中央銀行外国為替管理局(The Monetary Policy Department of the Bank of the Lao PDR) (以下、「中銀」) は、ラオスで登記された外国企業に対し、「外国からの資金輸入証明書 (Capital Importation Certificate) の取得に必要な書類」に関する通知を発行した。中銀は、今回の通知の目的を書類審査の効率化、既存の関連法令において外国為替システムを整合させる必要が出てきたためとしている。以下、外国からの資金輸入証明書の取得に必要な書類について解説する。

### 2. 必要な書類について

基本的な書類は、次の(1)～(7)のとおりである。申請者は、これまで提出を求められなかった「ラオスへ輸入するすべての資金の使用計画」を、今後、中銀所定の書類に記載して提出する必要がある。

#### (1) 資本金輸入証明書 (Capital Importation Certificate) 発行申請書 (中銀所定の書式)

書式の内容は以下のとおり構成されており、マネージングダイレクターの署名を必要とする。

##### <資本金輸入証明書申請書の内容>

①	提出者の氏名
②	マネージングダイレクターの氏名
③	企業登録番号
④	納税者番号
⑤	総資産額
⑥	登録資本金額
⑦	事業分野
⑧	投資形態 (外資率 (投資国)、内資率)
⑨	会社の住所、プロジェクトの実施場所、電話番号、Email アドレス
⑩	今回の資金輸入額、借入金の額、過去に輸入した総額および通貨
⑪	輸入方法 (銀行送金、現物、銀行を經由しない)
⑫	預金先の銀行の名前

- (2) 企業登録証 (Enterprise Registration Certificate) の写しおよび会社登記書類一式の写しまたは登記内容変更申請書の写し (登記情報を変更した場合)
- (3) 各関連省庁発行の事業許可証 (Business Operation License)
- (4) 投資計画省 (Ministry of Planning and Investment) が発行したコンセッション許可証の写し (コンセッション事業の場合)
- (5) 年次税金納付証明書の写し
- (6) ラオスへ輸入するすべての資金の使用計画 (中銀所定の書式)

上記 (6) の中銀所定の書式の内容は以下のとおり構成されており、マネージングダイレクターの署名を必要とする。

- ・ 許可された投資額の金額、通貨
- ・ 今年輸入する回数、輸入予定年月日、各回の輸入額および通貨
- ・ 輸入した資本金の使用目的、国内使用および/または国外使用の有無

- (7) 中銀より発行された資金輸入証明書 (直近) の写し

### 3. 資金の輸入方法による追加書類

資金の種類や調達方法によって、ラオスで登記した法人は、上記に記載の必要書類に加え、以下の書類を提出する必要がある。

- (1) 銀行を通じて送金した場合
  - ① 外国からの送金証明書 (Inward Remittance Advice または Swift Message)
  - ② 銀行の残高証明書 (Statement)

なお、ラオスで登記した法人が、海外で借入した資金をラオスへ送金する場合は、中銀発行の「外国からの借入許可書」の写しを提出する必要がある。

- (2) 現物を輸入する場合 (例えば、機械、乗り物、製造機器など)
  - ① 物品輸入許可証の写し
  - ② インボイス

- ③ 物品申告書（ $\text{L}\text{A}\text{O}$  40 または  $\text{L}\text{A}\text{O}$  11 の書式）または関税申告等の詳細

### （3）銀行を経由せずにラオスに現金を持ちこむ場合

- ① 税関当局からの現金申告証明書
- ② ラオスの商業銀行発行の現金を預金したことが確認できる書類

なお、ラオスにおいて無申告で持ち込み・持ち出しできる現金の上限額は、1億5,000万キープ相当額（約110万円<sup>5</sup>）までと規定されている（2023年7月13日付 ラオス中央銀行告示 No14）。当該規定を超える現金を持ち込む場合は、財務省関税局指定の携帯品申告書を国境の税関当局に提出し、現金持ち込み証明書を発行してもらう必要がある（2023年7月13日付ラオス中央銀行告示 No14）。

他方、規定を超える額を持ち出す場合は、ラオス中央銀行の通貨政策局からの許可を事前に取得する必要がある（2023年7月13日付 ラオス中央銀行告示 No14）。なお、当局でのヒアリングによれば、銀行送金ではなく、現金で持ち出さなければならない理由など書く必要があるため、留意が必要である。

## 4. 資金輸入証明書発行手数料

資本金輸入証明書を申請した法人は、資本金輸入証明書を外国為替管理局で受け取ることになるが、受け取る前に、ラオス中央銀行の印刷局（Printing House）において、手数料（10万キープ）を支払う。なお、実務的には、申請書一式を提出後、取得までには2週間程度要することが多い。

---

<sup>5</sup> 1キープ=約0.0073円（2023年10月）。

## 第5章 調停合意および仲裁判断の履行について

### 1. 背景

現行の「経済紛争解決法(Law on the Resolution of Economic Disputes)」は、2018年6月22日に成立しており、その他紛争解決に関する法令としては2021年11月17日付「判決執行法(The Law on Judgment Enforcement) (詳細は、ジェトロ HP [ラオス投資ガイドブック 2022 2月](#) 第6章を参照されたい)」、2021年10月22日付「村レベルの紛争解決について」、2022年7月21日付「郡レベルの紛争解決に関するガイドライン (詳細は、ジェトロ HP [ラオス投資ガイドブック 2022 2月](#) 第7章を参照されたい)」などが存在している。

司法省(Ministry of Justice)は、経済紛争解決法の中でも、特に第3部の「経済紛争解決手続きにおける判断の執行」について、全国統一的に制度化し、補足的な説明を行うことを目的として、「経済紛争解決手続きにおける判断の執行に関するガイドライン」を2023年5月12日付で発行した(以下、「2023年ガイドライン」)。なお、同ガイドラインは2014年に発行されたガイドライン(No226)の改正版となっている。

なお、補足であるが、2022年のラオスの経済紛争解決センター(Economic Dispute Resolution Center)の統計によると、2022年に同センターで取り扱った紛争は全部で15件(ラオス人同士の紛争9件、ラオス人と外国人の紛争6件)であり、そのうち前年度から解決されず持ち越された紛争が5件と報告されている<sup>6</sup>。また、2022年に解決できず2023年に持ち越された紛争は、4件あり、合意に至っても約束が履行されず、長期化している事例がある。そのため、今後、ラオス国内において調停手続きがうまく活用され、紛争の長期化を避けるために、2023年ガイドラインが整備された背景がある。

### 2. 調停合意および仲裁判断の執行について

執行方法は、当事者による履行および判決執行機関による執行の2とおりがある(2023年ガイドラインIII.1)。

#### (1) 当事者による履行

---

<sup>6</sup> 2022年統計まとめ(2021年12月13日から2022年12月9日まで) 司法省より提供

当事者による履行において、当事者が調停合意および仲裁判断を履行しなかったことで、当事者のどちらかが不利益を被る場合、紛争が生じている場所または財産が存在する場所の県・都の人民裁判所へ経済紛争解決機関を通して、強制執行命令の発行を申し立てることが可能となっている（2023年ガイドラインⅢ.1.1）。

仲裁委員会による仲裁判断の執行においては、当事者から仲裁判断に対して、不服申し立てがない限り、期限、手続き、履行方法を協議し、仲裁判断が下った日または仲裁判断が通知された日から数えて30日以内に、履行する必要がある。上記期限内に履行できない場合、経済紛争解決機関へ履行できない理由を合意内容に基づき通知する必要がある（2023年ガイドラインⅢ.1.1）。

なお、当事者が経済紛争解決機関に対して履行促進、監視の支援を要請することも可能となっている。

## （2）判決執行機関による執行

判決執行機関は、経済紛争解決の結果を承認する決定または裁判所の判決を「判決執行法」に則り、当事者に対して判決内容等を説明したり、判決執行期限等を設定することができる（2023年ガイドラインⅢ.2）。また、判決執行機関が、経済紛争解決の結果を承認する決定または裁判所の判決を優先事項として考慮することも可能となっている（2023年ガイドラインⅢ.2）。また、判決執行機関が、経済紛争解決の結果が不明瞭であったり、履行できないと判断する場合、経済紛争解決機関へ文書にて詳細な説明をすることを要請することが可能となっている（2023年ガイドラインⅢ.2）。

## 第6章 免税店について

### 1. 背景

2020年6月に関税法(Law on Customs)が改正されているが、その中で、「保税地域および免税店」に関しては、第82条から85条に簡単に定義づけられている程度で、詳細は、財務省(Ministry of Finance)が別途発行する法令に従うとあるのみであった。そこで、ラオス政府は、2023年6月1日において「保税地域および免税店に関する政府令(No212)(Decree on Duty-Free Zones and Duty-Free Shops)(以下、政府令)」を発行し、2023年7月28日より施行している。

同政府令は、全92条から構成されており、第64条から第72条までが免税店に関する規定となっている。なお、保税地域については、第7章を参照されたい。

政府令が施行される前に、すでにラオス政府と契約を締結している保税地域開発者(以下、「保税地域ディベロッパー」)、保税地域への投資事業者および免税店事業者については、締結済の契約が終了するまで、既存の契約は有効とされる。また、政府令に準じた恩典を受けた事業者は、首相令の施行日から数えて120日以内に財務省へ申請し、財務省は政府令に基づき恩典内容を通知することが規定されている(政府令第92条)。

なお、経済特区、ロジスティクエリア、スマートシティ内の保税地域への投資する事業者に対しても、同政府令の適用範囲内となっている(政府令第92条)。

### 2. 免税店の設置について(政府令第64条)

免税店は、国境地域、国際空港内、国際航路、鉄道、越境旅客輸送車およびショッピングセンター、観光名所、その他ビジネス街などの市中に設置可能と規定されている。

また、国境地域においては、年間の出入国者が少なくとも10万人以上の場所に設置可能と規定されている(政府令第65条5項)。市中に免税店を設置した場合は、国境地域、国際空港内、国際航路、鉄道等に商品の受け取り場所を確保する必要がある(政府令第65条6項)

### 3. 免税店事業者の条件(政府令第67条)

免税店事業者の主な条件は以下のとおり。

(1) 法人であること

(2) 登録資本金は、150 億キープ以上（約 1 億円<sup>7</sup>）であること

また外資規制については、保税地域ディベロッパーおよび保税地域への投資事業者は、外資企業は 49%まで出資可能と明記されているが、免税店事業者については、外資規制の記載が確認できず、外資企業 100%でも投資可能な事業と考えられている。

#### 4. 免税店の事業許可（政府令第 66 条、第 68 条、第 69 条）

免税店を設置しようとする法人は、商工省/局で企業登録書（Enterpriser Registration Certificate）を取得後、免税店の事業許可書（Business Operation Certificate）を取得するために、下記の書類を揃えて、財務省へ提出する必要がある。財務省は、完全に揃った申請書類一式を受領後、60 日以内に事業許可書の発行の可否を検討して、文書にて事業者に対して通知する必要がある。申請に必要な書類は、以下のとおりである。

(1) 免税店設置申請書

(2) 企業登録書

(3) 年次納税証明書（新設の場合は不要）

(4) 事務所建設許可または事務所賃貸契約書

(5) 会計システム保有証明書

(6) 環境影響評価報告書（もしあれば）

(7) フィージビリティスタディ報告書または事業計画書

#### 5. 年間商品輸入計画書の承認（政府令第 70 条）

事業許可書を取得後、免税店事業者は、年間商品輸入計画書（以下、「輸入計画書」）を関税局へ提出し、その内容について承認を得る必要がある。

---

<sup>7</sup> 1 キープ=約 0.0073 円（2023 年 10 月）

輸入計画書の内容は、品名、数量、価格、原産国、賞味期限等の詳細を記載し、複数年（1年以上）の輸入計画書を提出する必要がある。既存の事業者は、次年時に輸入予定の商品がある場合、複数年の輸入計画書のほかに、これまでの事業実績（倉庫リスト、販売リスト、Duty Not Paid シール使用リスト、税関および関連当局からの認証された義務の遂行状況）を提出する必要がある。

また、関税局は、輸入計画書等を受領後、15日以内に内容を精査、問題がなければ、財務省に対して輸入計画書の承認申請を行なう。財務省が承認しない場合は、その理由も含めて、5営業日以内に事業者に対して文書にて通知する。

## 6. 免税店事業者の禁止事項（政府令第82条）

免税店事業者に対する禁止事項は以下のとおりである。違反者に対しては、警告、指導、処罰、罰金、民事上の損害賠償、または、罪の重さに従い刑事罰の対象となる。

- (1) 税関当局から承認されていない輸入リスト外の商品を販売すること
- (2) 情報、証拠書類の隠滅、隠ぺい、収入の不正などの違法行為
- (3) ラベルのない商品、不適切な内容のラベルの商品および Duty Not Paid が貼っていない商品を販売すること
- (4) 免税店事業許可書を他人へ使用させたり、賃貸したり、譲渡すること
- (5) 領収書または売買または収支に関する書類を偽造すること
- (6) 税関当局からの許可を得ずに免税商品を移動すること
- (7) その他の違法行為

## 第7章 保稅地域について

### 1. 背景

ラオスにおける保稅地域については、2005年発行の「關稅法(Law on Customs)」で定義付けされているが、詳細は別途、財務省 (Ministry of Finance) が規定すると記載されている。その後、2009年に財務省より「2005年の關稅法の実施に関するガイドライン」が発行され、その中で、より詳細に内容が明示されている。その後、2011年に關稅法が改正されたが、保稅地域に関する記載は削除されていたが、その後、關稅法は2020年に改正され、保稅地域に関する詳細は、財務省が別途規定するとあるのみであった。そこで、ラオス政府は、2023年6月1日において、「保稅地域および免稅店に関する政府令 (No212) (以下、政府令)」が発行され、2023年7月28日より、同政府令が施行されている。

同政府令は、全92条から構成されており、第8条から第63条まで保稅地域に関する規定となっている。なお、免稅店事業に関する内容については、第6章を参照されたい。

### 2. 保稅地域とは

政府令第2条によると、「保稅地域」とは、「国内外の市場への商品供給や貿易サービス提供するために、製造、加工、組立、集積、仕分け、包装、充填、蔵置、配送およびトランジットサービス (Customs Transit Service) への投資拡充を目的とし、政府が定めた地域またはある特定の場所を指す」と定義されている。そして、保稅地域内の原材料を含めた商品や物は、法律で定める一定の期間において、關稅等の納付の義務が保留されると規定されている (政府令第2条)。

### 3. ラオス国内の保稅地域

現在、財務省および計画投資省 (Ministry of Planning and Investment) の主導の下、下記の10カ所を保稅対象地域として定めるべく、調査を行い、調査結果に応じて、対象地域を増設したり、効果が得られないと判断される地域は対象外とするなど定期的に見直しを図る方針としている。なお、当該保稅対象地域は、その対象地域の周辺30km範囲以内と定めている (政府令第8条)。

<保稅対象地域 10 カ所>

①～④	ラオスとタイの間に架かる友好橋 4 カ所 (首都ビエンチャン、サワンナケート県、カムムアン県、ボーケオ県)
⑤	ルアンナムター県ボーテン・中国国境
⑥	ルアンパバーン県国際空港
⑦	ボーリカムサイ県ナムパーオ・ベトナム国境
⑧	サワンナケート県デーンスワン・ベトナム国境
⑨	チャムパサック県ワントア・タイ国境
⑩	チャムパサック県ノンノックキアン・カンボジア国境

#### 4. 保稅地域開發事業について

保稅地域を開發する事業者（以下、「保稅地域ディベロッパー」）は、ラオス政府 100%投資、ラオス政府と国内外の民間企業の合弁投資、民間企業 100%の投資のいずれかの形態となっている（政府令第 10 条）。保稅地域ディベロッパーは、必要書類を揃えて、計画投資省のワンストップサービスから投資許可を得る必要がある。必要書類には、FS（フィージビリティスタディ）や合弁会社の場合は、合弁契約書の提出が求められる。

##### （1）保稅地域ディベロッパーの主な条件（政府令第 12 条）

- ①法人であること
- ②登録資本金は、500 億キープ（約 3 億 6,000 万円<sup>8</sup>）であること
- ③外資企業の場合、株式保有率が 49%を超えていないこと

##### （2）開發許可取得手続き(政府令第 14 条)

開發許可取得手続きは以下のとおり実施される。

- ① 投資計画省が主導の下、政府との MOU 締結し、実施可能性調査を検討する。
- ② MOU 締結後 12 カ月以内に、保稅地域ディベロッパーは FS を実施する。
- ③ 保稅地域ディベロッパーは、環境影響評価を行い、天然資源環境省へ提出する。

---

<sup>8</sup> 1 キープ=約 0.0073 円（2023 年 10 月時点）

④ 計画投資省は、FS の精査、承認を行い、コンセッション契約の締結を政府へ要請する。

⑤ 保税地域ディベロッパーは、会社を設立し、事業許可証を取得する。

なお、各手続きにおける計画投資省と保税地域ディベロッパーとの交渉は、投資奨励法に基づいて進められます。

## 5. 保税地域ディベロッパーの権利と責務

保税地域ディベロッパーは、関連する法令に従い、恩典が付与されたり、権利が保護されると記載されているのみで、その具体的な恩典の内容は規定されていない。その他、保税地域への投資事業を選出し、その事業者と事業契約を締結する権利、保税地域に建設した建物、建造物、重機、その他、固定資産に対して所有者となる権利が与えられるなどと規定されている（政府令第 15 条）。なお、保税地域への投資事業者となることも可能だが、保税地域ディベロッパーとは別の法人を設立する必要があると規定されている（政府令第 15 条）。

また、保税地域ディベロッパーの責務として、ラオス人労働者のスキルアップのために、特に女性や少数民族を優先して、採用・雇用することが求められている（政府令第 16 条）。

## 6. 保税地域への投資事業について

保税地域への投資事業としては、以下の事業がある。

- (1) 製造、加工または組み立て
- (2) 集積、仕分け、包装、充填、蔵置、商品の配送およびトランジットサービスなどの商業・サービス業
- (3) その他関連事業

## 7. 保税地域への投資事業者（以下、投資事業者）について

- (1) 保税地域への投資活動許可証の取得について

投資事業者は、商工省/局において企業登録書（Enterprise Registration Certificate）を取得し、関連する事業分野の事業許可証（Business Operation Certificate）を関連省庁から取得した後、投資活動許可証（Investment Activities Certificate）を取得するために必要書類を揃え

て、財務省へ提出する。また、書類には、FS（フィージビリティスタディ）や環境影響評価書、定款、開発事業との事業契約書の提出などが求められている（政府令第 19 条および第 21 条）。

また、財務省は、完全に揃った書類を受領してから 30 日以内に、投資許可の可否を文書にて通知する（政府令第 22 条）。ここで許可された投資事業者は、財務省の電子システムに登録される（政府令第 23 条）。さらに、投資事業者は、経済特区、ロジスティックスエリア、スマートシティ内での投資も、各管轄の管理機関から許可を取得することで、事業を行うことが可能となっている（政府令第 19 条）

## （2） 投資事業者の主な条件（政府令第 20 条）

- ①法人であること
- ②保税地域ディベロッパーとの事業契約を締結していること
- ③事業許可証を取得していること
- ④付加価値税（VAT）登録事業者であること
- ⑤外資企業の場合、外資の株式保有率が 49%を超えていないこと

## 8. 保証契約および発行保証金（前払い式支払い）

投資事業者は、商業銀行またはその他の金融機関から保証状を発行してもらう形式で、関税当局と保証契約を締結し、前払金を準備する必要がある。前払金の額は、下記の表のとおり定められており、事業内容により異なるので、注意が必要である。

事業内容	手付金額
陸上車両およびスペアパーツの輸入	30 億キープ（約 2,100 万円）
車両の部品の輸入（CKD）、贅沢品または酒類、たばこ、香水、化粧品、宝飾品の輸入	10 億キープ（約 720 万円）
Authorized Economic Operator 制度により承認を受けた業者	法人発行の保証状により代替可能

投資事業者が、法律や関税に関する規則に違反した場合、15 日以内に関税の支払いやその他の義務を果たすように通知し、期限内に従わなかった場合、関税当局は、前払金を預金してい

る商業銀行や金融機関に対して、請求する金額を期日以内に政府口座に送金するように通知を  
発出することができると規定されている（政府第 27 条）。

## 第8章 最低賃金の改正

### 1. 背景

2023年8月16日付でラオス首相府は、2023年7月の閣議決定に基づき、労働社福祉省 (Ministry of Labour and Social Welfare) からの最低賃金引き上げの要請に対して合意する告知 (No1502) (以下、「告知」) を発行した。前回の最低賃金引き上げは、2022年8月1日に110万キープから120万キープへ (約80米ドル、1米ドル=1万5,000キープ、2022年8月為替レート)、2023年5月1日からは120万キープから130万キープへ (約75米ドル、1米ドル=1万7,000キープ、2023年5月為替レート) 2期間分けて、10万キープずつ、段階的に引き上げられている (詳細は、ジェトロHP [ラオス投資ガイドブック 2023 2月](#) 10章を参照されたい)。今回の改正は、前回の引き上げから5カ月間しか経過していないが、ラオスキープの不安定化および物価の継続的上昇に対応した改正だと考えられている。

### 2. 告知の内容

同告知は、「2023年7月の閣議決定に基づき、2023年10月1日より、最低賃金を130万キープから160万キープ (約77米ドル)<sup>9</sup>へ引き上げることに合意する」という内容のみで、詳細については、2023年9月1日付で労働社会福祉省から発行された「ラオスにおける労働者の最低賃金改正の実施ガイドライン (No3226) (以下、「ガイドライン」)」に記載されている。

なお、その7月の閣議においては、公務員、軍人、警察、党組織で働く労働者の最低賃金の引き上げについては話し合われておらず、今回の引き上げは、民間企業に雇用されている労働者のみに対して適用されると考えられている<sup>10</sup>。また、メディアなどでは、ドルをベースとした場合、2米ドルの賃上げにしかならず、物価の上昇が続く中で、引き上げ額は十分ではないという評価がなされており、ラオス政府は、最低賃金を200万キープ (約100米ドル) から220万キープ (約110米ドル) まで引き上げるべきだ、との声の一部があがっている。

---

<sup>9</sup> 2023年10月23日現在の為替レート (1米ドル=2万,600キープ)

<sup>10</sup> 情報元: 2023年8月18日 Laotian Times ウェブサイト (<https://laotiantimes.com/>)

### 3. 最低賃金と適用範囲

最低賃金の適用される労働者の範囲は、以下のとおり、ガイドラインの中で規定されている（ガイドライン2条）。

(1) 技能、技術、資格を未取得で、研修を受けたことがない、労働市場への新規参入者

(2) 1カ月26日、1週間6日および1日8時間を超えない範囲で労働する者

また、当該最低賃金には、諸手当（時間外労働賃金、手当、賞与、食費、宿泊費、送迎費、その他の褒賞金等）は含まれない基礎給与を指すと明示されており、注意が必要である（ガイドライン2条）。

なお、専門的な技術を持った労働者、資格を持った労働者、すでに9カ月以上勤務している労働者に対しては、最低賃金以上の基礎給与を支払う必要があり、就業規則や雇用契約書の中で規定する必要がある（ガイドライン3条）。また、労働法第51条で規定する健康を害するような環境の下で行う業務、たとえば有害物や化学物質を扱う業務、放射線や感染症にさらされる業務、ガスや煙を吸い込む業務、地下やトンネル内での業務、水中での業務、高所での業務、非常な高温や低温での業務、常時振動のある道具を使用した業務、僻地での業務などの場合には、最低賃金に15%以上を上乗せした額を支払うことが義務づけられている（ガイドライン3条）。上記2点は忘れられがちなので、事業者は十分に留意する必要がある。

## 第9章 外貨の使用（外国人労働者の外貨給与支払い）について

### 1. 背景

2022年10月1日より「改正外国為替管理法(Law on Amended Foreign Currency Management)（以下、「外為法」）」が施行し（詳細は、ジェトロ HP [ラオス投資ガイドブック 2023 2月](#) 第8章を参照されたい）、ラオス国内における外貨の使用についてラオス中央銀行(The Bank of Lao PDR)（以下、「中銀」）が主導となり、その規制の厳格化が進んでいる。ラオス政府は、特に外貨の保有と使用、商品やサービスの輸出入における資金の流れの監督・監視し、労働者の所得、外国からの直接投資、海外口座預金に関する報告および両替サービスに関して厳格に監視することを目的として、2023年7月14日付で「外貨管理の実施に関する首相命令(No10)（以下、「首相命令」）」を発行している。ここでは外貨の保有と使用、そして労働者の外貨所得に関する規定を中心に解説する。

### 2. 外貨の保有と使用

#### (1) 外貨の保有について

ラオスに居住する国内外の個人、法人、設立団体は、原則としてラオスの商業銀行に外貨を預ける必要がある。個人および法人は現金で外貨を保有することはできないが、中銀が定期的に定める上限額の範囲内での保有が前提となっている。ラオスに居住する個人等が上限額以上の現金を保有し、その資金源が不明である場合、その現金は違法な資金とみなされると規定している（首相命令第1条）。なお、中銀が定める上限額は、2023年11月末時点では確認できていない状態だが、現時点では同規定の執行事例などは存在しないと認識している。

#### (2) 外貨の使用について

中銀は、財務省(Ministry of Finance)、商工業省(Ministry of Commerce and Industry)、天然資源環境省(Ministry of Natural Resources and Environment)、公共事業運輸省(Ministry of Public work and Transportation)、教育スポーツ省(Ministry of Education and Sports)、保健省(Ministry of Public Health、情報文化観光省(Ministry of Culture, Information and Tourism) および労働省(Ministry of Labour and Social Welfare) などに対して、キープでの価格決定、表示、広告、キープでの取引（例えば、車両売買、高級品販売、コンサルタント料、商品代、薬代、治療代、旅行代、土地使用権の売買代、建設代、公共交通機関の運賃、授業料、スポーツ施設使用料、宿泊代、飲食代、ラオス人の賃金、給与など）が、厳格に実行されているか、監

視・監督する権限がある（首相命令第 2 条）。また、ラオス国民、ラオスに居住する国内外の事業者に対しては、ラオス国内におけるキープ決済を厳格に実施するように通達している。

### 3. 外国人労働者の給与について

これまで外為法は、外国人労働者も含めて、ラオス国内で生じる労働者の賃金・給与も原則、キープで支払うことが求められていた。今回の首相命令による改正では、労働者の賃金・給与は、キープ払いを原則とした上で、外国人労働者または外国人専門家の雇用を必要とする事業者に関して外国人労働者に対するラオス国内での賃金・給与については、外貨で設定し、外貨で支払うことが可能と明示されている（首相命令第 2.9 条）。この点、外国人労働者の給与の支払い通貨に関しては、ラオス国内において数多くの議論があったが、キープ払いが厳格化される傾向にある中において、今回、外国人の給与支払いについては、例外的に外貨での支払いが可能であることが明記された点は、外国人投資家や労働者にとって望ましい内容といえるだろう。

### 4. その他

その他重要だと思われる改正は次のとおりである。

首相命令では、外国人投資家に対して、銀行口座の開設義務、資本金の振り込みや外貨収入の両替等について、新しい規制を追加しているので、留意が必要である。

#### （1）外国人投資家に対して

①投資許可証または企業登録書を取得後に、ラオスの商業銀行へ預金口座を開設すること（首相命令第 5.5 条（1））。

②投資資金は、登録資本金も含めて、法律で定められた期限内にラオスへ全額送金すること。併せて、中銀に対して資本金輸入証明書の発行申請を行い、取得後は、投資許可証発行元または事業許可証発行元に対して、取得したことを通知すること（首相命令第 5.5 条（2））。

#### （2）外貨で収入を得た場合

①外貨を両替するときは、ラオスの商業銀行の両替所（本店、支店、出張所または承認された電子システム経由）以外での両替は認められない。

②許可されていない方法で両替した場合、行政罰または法的措置が取られる可能性がある。

## 第 10 章 公証役場について

### 1. 背景

ラオスにおける公証役場法 (Law on the Notary) は、1991 年 12 月に制定され、その後、2009 年に改正されている。公証役場法が施行されてから、約 20 年以上程度、経過しているが、公証役場制度は、多くのラオス国民にまだまだ理解されていないこと、契約内容がラオス法に準拠していないことを理由とした紛争等が多く発生しており、「公証制度のラオス国民への周知および制度の実行強化に関する通達」が 2016 年に首相から発行されている。

その後、ラオス政府は、2022 年 12 月 29 日付で公証役場法を改正し、2023 年 3 月 30 日より施行している。ラオスにおいて、公的な公証機関は、司法省管(Ministry of Justice) 轄下の機関と外務省(Ministry of Foreign Affairs) 管轄下の大使館、領事館が担う認証作業がある。契約内容によっては、多くの関連書類を要求されたり、契約内容の修正を求められたりすることが多く、ラオス周辺国と比較しても、その手続きが複雑であり、また、公証人による恣意的な判断も散見される状態であった。今回の改正によって、どのような契約書を公証すべきかなど、その条件や要件が、より明確に示されたことでラオス国民の公証に対する認識、理解が向上することが期待されている。

以下、司法省管轄下の機関（以下、「公証役場」）での公証制度と実務を中心に解説する。

### 2. 公証の対象、種類

公証役場において、対象となる認証の種類は以下のとおりである（同法第 9 条）。

- (1) 契約書
- (2) 遺言書
- (3) 夫婦の財産に関する所有権の確認（婚前財産、婚姻財産、共同財産）
- (4) 原本からコピーした文書
- (5) 署名または拇印

- (6) 人物証明（写真と本人を照合）
- (7) 文書提出先および提出日
- (8) 翻訳
- (9) 遺産相続に関する書面
- (10) その他文書

また、翻訳文書も公証可能かどうかという質問をよく受けるが、同法第 17 条によれば、「外国語からラオス語、ラオス語から外国語の文書」については公証可能と規定されている。過去の実務においては、例えば、日本語から英語へ翻訳した文書であっても認証が可能だが、ラオス語訳が必須となる点、留意が必要である。

なお、公証役場は、その翻訳内容が正しいか否かは判断しないため、翻訳者が責任を持つことが明記されている（同法第 17 条）。実務的には、翻訳会社が翻訳したという証拠や証明書を公証役場に提出すれば、手続きが円滑に進みやすいと考えられている。

### 3. 契約書の公証

同法の改正前は、どのような契約書が公証の対象となるのか、詳細な規定はなかったが、改正後は以下のとおり分類されている。なお、下記に分類されない契約書であっても、公証することが可能である（同法第 10 条）。

- (1) 登録済み車両の売買、交換、リース、譲渡契約
- (2) 不動産の売買、交換、リース、譲渡契約
- (3) 不動産および登録済み車輛担保設定したローン契約
- (4) 合弁契約書
- (5) 株式、またはあらゆる活動の売買、譲渡契約
- (6) コンセッション契約
- (7) 法律で公証が義務付けられている契約

#### 4. 認証の意義および効果

事実と法律に従って認証された契約書や文書は、契約当事者、公証申請人または関係者にとって、より高い証拠能力が認められ、契約書が適法性に関する重要な要素となると規定されている（同法第 19 条）。また、認証があれば、紛争解決の検討または当局の訴訟手続き上、法的な根拠となり、執行力が高まるとも規定されている（同法第 19 条）。

#### 5. 認証の手続き

契約書の公証を必要とする者は、自身の居住地、契約締結地、不動産の所在地に所在する所轄の公証役場へ直接、またはオンラインにて、申請<sup>11</sup>をすることが可能となっている（同法第 21 条）。

公証人は、申請書受理後、3 日以内に、関連資料の真正性、適法性、事実確認等を行う必要がある（同法第 22 条）。それらの書類に不備や誤りがあった場合は、書類の訂正や追加資料の提出を求めて、最大で 15 日間、検討する期日を延長することが可能となっている（同法第 22 条）。

その後、契約当事者または代理人は、公証人の面前で契約書の内容を認証、承諾、合意するため、一部例外を除いて契約当事者本人または代理人が公証役場へ出向く必要がある（同法第 23 条）。契約当事者または代理人が同日に出向けない場合は、別々の日に設定することも可能となっている（同法第 23 条）。

なお、運用上、公証役場の書式に従い、公証人の面前で同契約に署名したことを自らラオス語で記述し、署名をすることになる。従って、契約当事者がラオス語を解せない場合、ラオス語が理解できる通訳者を伴う必要がある（同法第 6 条）ので、留意が必要である。

---

<sup>11</sup> オンライン化については、2023 年 11 月時点では、まだ導入されていない。

## 第 11 章: 個人所得税および納税者登録番号の最新情報

2023 年 8 月 16 日、ラオス政府は政府令（第 1502/GOV）を発表し、最低賃金を一人あたり月額 130 万ラオスキープ（約 65 米ドル）から 160 万ラオスキープ（約 80 米ドル）まで引き上げることに合意した。その後、労働社会福祉省は最低賃金引き上げの実施に関するガイドラインを発行し、最低賃金の引き上げは 2023 年 10 月 1 日以降に実施すると規定した。

また、ラオス政府は 2023 年 6 月 2 日付で納税者登録番号に関する政府令（第 213/GOV）を発行した。この法令は 2007 年 10 月 5 日付の納税者番号に関する首相令（第 354/PM）に代わるものであり、この新しい政令の主な改正点は、個人納税者登録番号（PTIN）の概要、PTIN の申請手続きなどを規定している。

### 1. 個人所得税

現行の所得税法第 39 条に基づき、ラオス国内で所得を稼得する従業員または、以下の所得税率に基づき、個人所得税を申告納税しなければならない。

#### 個人所得税の計算方法

Unit:(キープ)

月給与（キープ）	課税対象額（キープ）	税率	税額（キープ）	税額（合計・キープ）
130 万以下	1,300,000	0%	0	0
130 万～500 万	3,700,000	5%	185,000	185,000
500 万～1,500 万	10,000,000	10%	1,000,000	1,185,000
1,500 万～2,500 万	10,000,000	15%	1,500,000	2,685,000
2,500 万～6500 万	40,000,000	20%	8,000,000	10,685,000
6,500 万以上		25%		

上記の表では、所得税法第 35 条第 1 項に基づき、月収ベースが 130 万キープ以下は個人所得税が免除されている。このため 2023 年 10 月 1 日から最低賃金が 130 万キープから 160 万キープに引き上げられるため、所得税が免除される月収ベースも 130 万ラオスキープから 160 万ラオスキープに変更されると理解した企業が多く見られた。しかしながら現段階では、税務当局は月次所得税課税標準の変更に関する政府令を発行していない。また、所得税法の条文の変更

は国民議会の承認が必要であり、最低賃金の引き上げが自動的に所得税の課税基準に影響を与えることはない。このため個人所得税の課税標準の計算は、第 39 条第 1 項に規定されておりである。

## 2 被雇用者と雇用者の社会保障税率および上限

現行の社会保障法に基づき、被雇用者と雇用者の拠出率および上限は以下のとおりである。被雇用者の拠出率は 5.50% であり、雇用者の拠出率は 6.00% である。さらに上限は 450 万キープと設定されている。

個人所得税および社会保障の申告書は、毎月、その翌月 20 日までに、法人が登記されている税務当局と社会保障局に提出しなければならない。

## 3. 納税者登録者番号の申請

2023 年 6 月 2 日、ラオス政府は納税登録者番号 (TIN) にかかわる政府令 (第 213/GOV) を発行した。ここでは TIN の定義、適用範囲、TIN の構成要素 (PTIN の構成要素を含む)、TIN 発行手続きなどが規定されている。

### 1) 納税登録者番号(TIN)の定義

納税登録者番号 (Taxpayer's Identification Number、以下「TIN」) とは、納税者の各種データを管理・監視するために、ラオスの納税義務者に特別に適用される番号と定義される。

### 2) TIN の対象者

ラオス国民、外国人、無国籍者、法人、組織で、ラオス国内外において事業を営み、所得を稼得し、法令に基づき課税義務が発生した場合、TIN を取得しなければならない。

### 3) 適用範囲

本政令第 213/GOV 号は、上記の TIN の対象に記載されている個人、法人、または組織に適用される。

### 4) TIN の種類

TIN の構成要素には、1) 法人または組織の TIN、2) 個人の TIN (PTIN) 、の 2 種類がある。

1) 法人または組織の TIN の構成要素は、三つの部分からなる 12 桁の数字により構成される。

- 最初の部分は、現在の構造計算に使用する 8 桁の数字と定義される。
- 次の 1 桁は、コンピューターシステムが監視できるようにするための監視用の 1 桁の数字と定義される。
- 次の 3 桁は、各地域にある企業の支店を示す 3 桁の番号と定義されている（支店なしは 000 または 900）。

12345678 9 - 000

2) 個人の TIN の構成要素は二つの部分から構成されている。

- 最初の部分は "P "で、これは個人を識別するものである。
- 次の 11 桁の数字は連続した数字である。

P00123456789

5) TIN 発行手続き

- 1) 法人の TIN は、企業登記証明書の発行と同時に発行される。
- 2) 組織の TIN は、その組織が登録されている管轄の税務当局に申請する。
- 3) 個人の TIN (PTIN) は、その個人の居住地を管轄する税務当局に申請しなければならない。法人または組織に所属する個人は、その法人または組織が登録されている管轄の税務当局で PTIN を申請することができる。

TIN および PTIN は、税務署の Taxris システムを通じて発行される。個人が自ら PTIN を申請することができる。しかしながら、PTIN の申請にはまだ多くのシステム上のエラーなどが発生している。具体的には下記のとおりである。

### 3.PTIN の申請状況

最新の PTIN 申請は 2023 年 10 月 27 日に更新されたが、まだ以下のようなエラーが発生している。

- 入力後、ワンタイムパスワード(OTP)のリクエストをクリックできないため、登録時にエラーが発生する。
- PTIN アプリにログインする際、同じパスワードを入力してもログインが不安定でエラーになる。

- PTINで個人所得税の申告を行おうとしているが、PTINの税率欄に累進税率が0～25%と記載されておらず、PTINの個人所得税率が固定税率となっているため、PTINでの個人所得税の申告ができない。
- 税務当局はPTIN関連ソフトウェア自体を修理、改善している。

2023年8月31日に税務当局に上記について再確認したところ、PTINの申請は依然として上記のようなエラーが発生している。税務当局は、現時点では企業が、その従業員のPTINを、その企業もしくは組織を管轄している税務局で取得することを推奨している。法令上、PTINの登録を行っていない個人に対しては500万キープの罰金が課せられると規定されていることに留意する必要がある。

## 第 12 章：個人所得税に関する税務調査

### 1. ラオスにおける個人所得税評価の概要

所得税法第 51 条では、法人および個人は、翌年 3 月 31 日までに、その個人が登録されている管轄の税務当局にて「確定申告」を行う必要があると規定している。

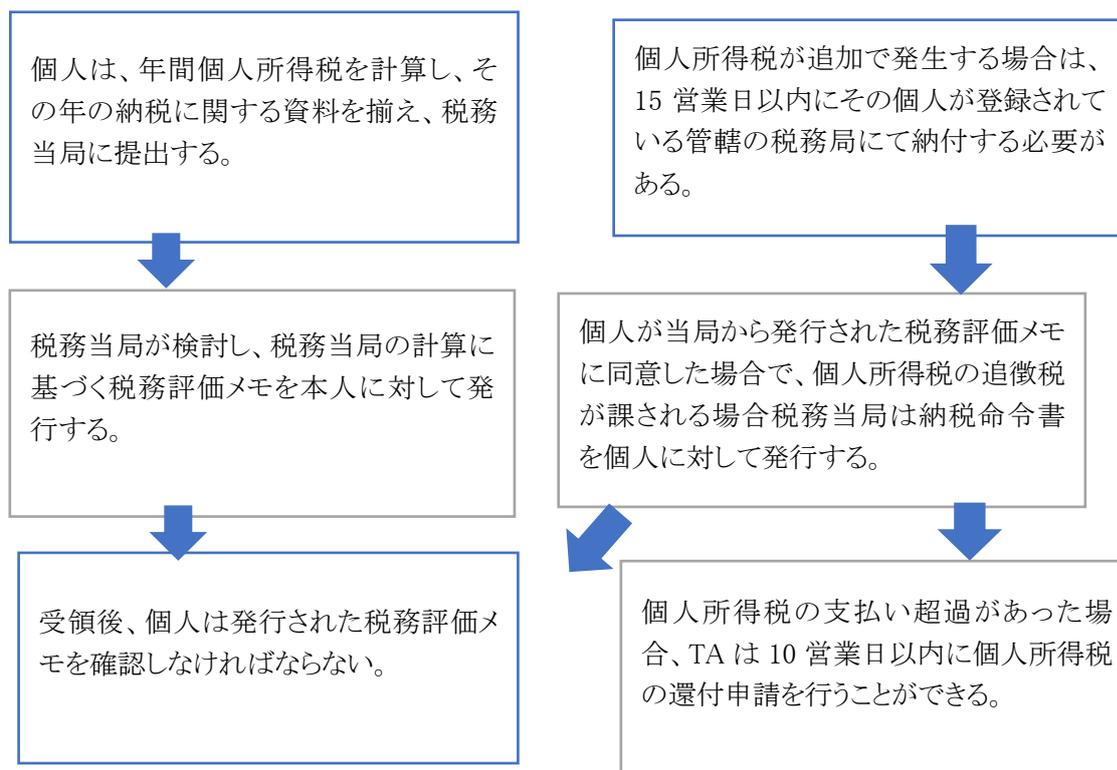
所得税法第 34 条第 1 項および第 2 項に規定される所得を稼得する個人は、同法第 51 条に規定される課税対象額および税率に従って所得税を申告しなければならない。つまり、所得税法第 34 条第 1 項および第 2 項に規定する給付を稼得した個人は、毎年、個人所得税の確定申告を行わなければならないと規定されている。

所得税法第 34 条に基づくと、第 1 項は、給与、賃金、時間外労働手当、役職手当、職務手当、賞与、役員手当、その他の現物給付を含む従業員報酬に関する給付が課税所得であると定義されており、さらに、第 2 項は、仲介手数料、コンサルティング料、サービス料、工事・修理費、スポーツイベントなどを含む、営業許可を受けていない自営業者としてのフリーランスの給付と定義されている。基本的にラオスでの業務にかかわる所得と定義されており、業務委託を引き受ける場合の対価等は個人所得税の対象となる一方、家賃収入、株式収入、および利息等はこの個人所得税の対象とならない。

年内に第 34 条第 1 項および第 2 項の給付を稼得した個人は、当所得を年間の課税所得として確定申告で申告しなければならない。

### 2. 個人所得税評価の手続き

租税管理法第 43 条に基づき、所得税法第 34 条で規定されている課税所得を稼得した個人は毎年その課税所得の確定申告を行い、個人所得税を納税し、税務調査を受けなければならない。具体的には下記のフローチャートを参照されたい。



2023 年度時点では、税務当局による個人所得税の追加課税は行われていない。当局との口頭での確認によると、税務当局は、個人所得税評価の実施に関する特別指針の草案を作成中であり、2024 年中旬までに具体的な指針を発表する予定である。従って、2023 年度度の個人所得税評価は適用されず、これが実施される予定はない。

## 第 13 章：法人税に関する税務調査

財務省は、2023年8月30日付ビエンチャン首都税務局および税務局の管轄下にある企業の納税義務を調査（税務調査）する政府職員の任命に関する大臣合意（第 2647/MOF）を発行した。

本合意の主な目的は、ビエンチャン首都税務局および税務局の管轄下にある企業が税法の規定を遵守しているかどうかに関する税務調査を行うことである。

本合意（第 2647/MOF）に基づく税務調査の範囲および対象期間は下記のとおりである。

- 対象期間は 2022 年度とする。
- 税務調査は 30 営業日以内に完了しなければならない（税務調査日から起算）。
- 税務調査委員会のメンバーは、税務当局および査察当局で構成される。いずれも財務省管轄である。

### 1. ラオスにおける税務調査の概要

2019年6月18日付所得税法（第 67/NA）の第 65 条および第 66 条に基づき、税務当局は正確かつ完全な税務調査を実行する権利を有すると規定されている。また、2019年6月17日付租税管理法（第 66/NA）の第 42～44 条に基づき、年次税務調査の規定および手続きが定義されている。

税務当局は、租税管理法第 42～第 44 条に基づき、企業は、税務当局もしくは他の関連官庁による調査のために、すべての会計書類を「10 年間」保存することが義務付けられている。そのため税務当局は最長 10 年間、企業を訪問し、調査を行う権限を有する。同様に、会計法においても、企業は会計書類を少なくとも 10 年間保存しなければならないと規定されている。さらに契約に関連する文書の場合は、10 年以上保存しなければならないと規定されている。実務的には、企業は、すべての会計書類を調査目的のために 10 年間保存することが義務付けられているため、税務当局は最長 10 年間企業訪問し、調査を行う権限を有している。

税務当局は 10 年前に遡及した税務調査を開始している。この 10 年前に遡及した税務調査に関する主な企業側の課題は、10 年前の会計書類のほとんどが紙であったため、破損しないように慎重に保管しなければならなかったことである。さらに、その時代に VAT インボイスを発行していたサプライヤーは数少なかったり、また、このような長期間、書類の保管に関する内部

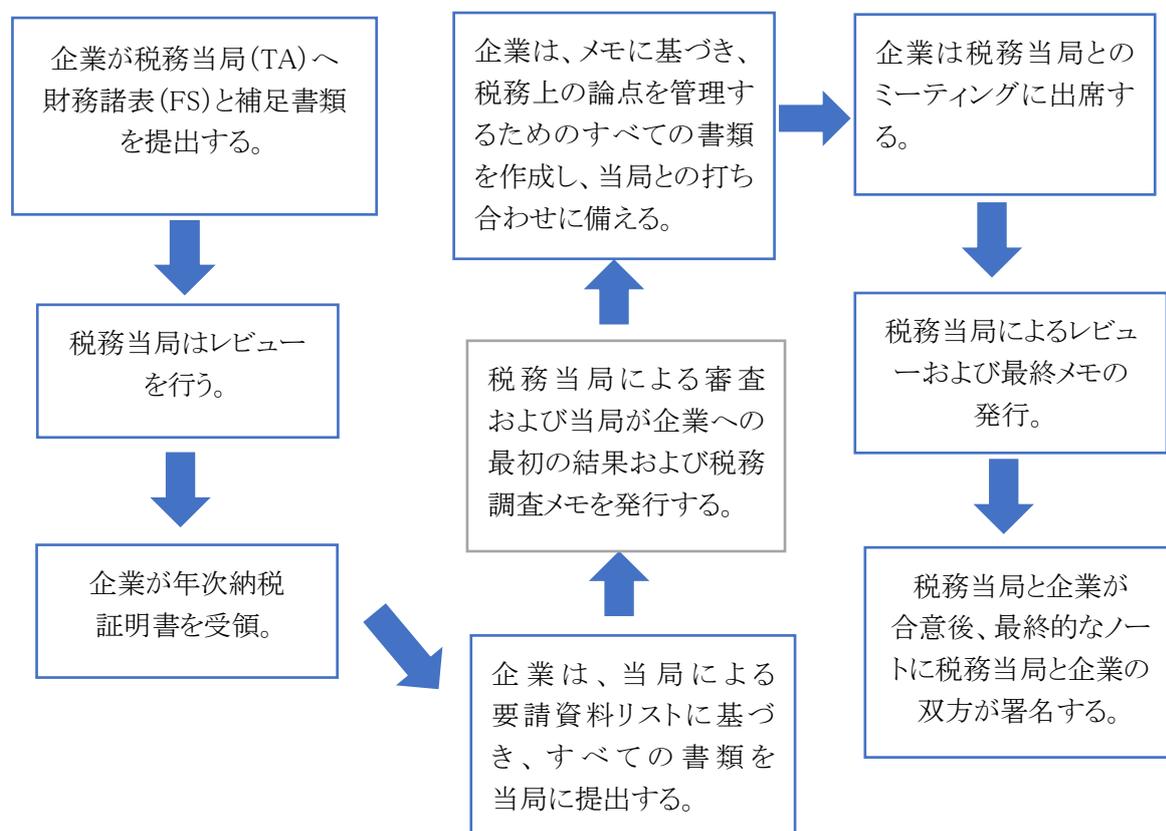
管理が行われていなかったり、さらにその間に経理担当者やスタッフが交代することもあるため、会社のデータが不完全である場合がよくある。

## 2. 税務評価の手続き

租税管理法第 44 条に基づき、税務当局による税務調査は、リスクがあるとみなされる調査対象企業の財務諸表提出日から 6 カ月以内に完了されなければならないと規定されている。実務上、通常の税務調査の期間は、3 カ月から 1 年以上等となる。

### 1) 通常の税務調査

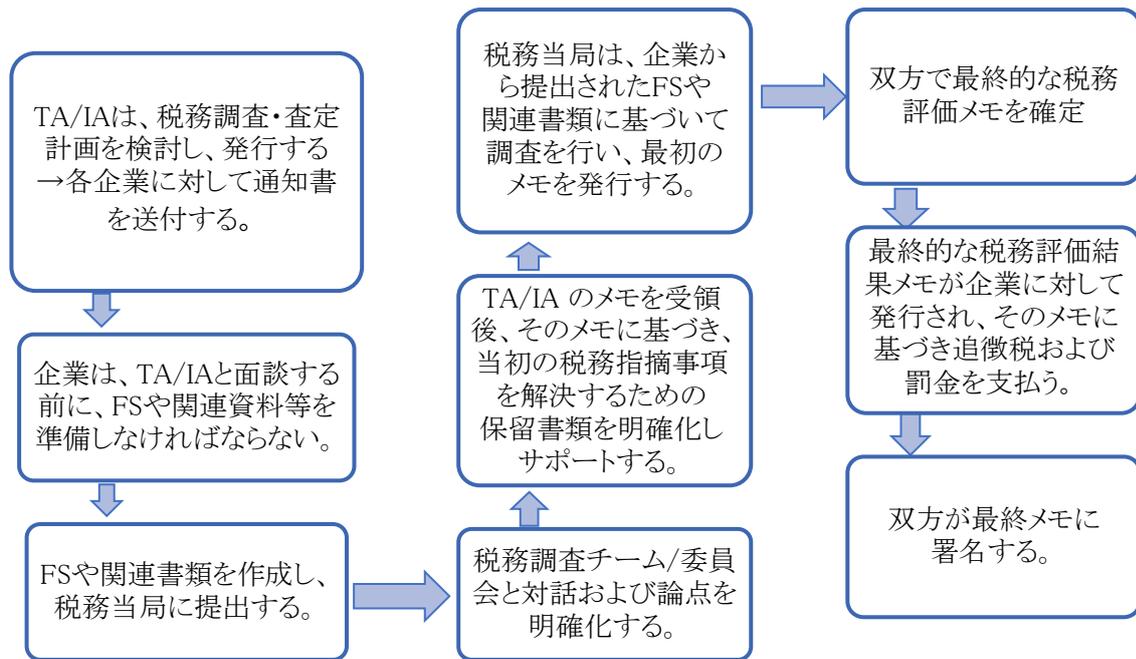
通常の税務調査は、毎年、法人が登録されたその管轄の税務当局により行われる。



### 2) 特別税務調査

税務当局（以下「TA」）または調査部門(Inspection Authority, 以下「IA」)が特別税務調査を行う。財務省大臣の合意に基づき、TA と IA が共同で税務調査を行うこともある。TA および IA は両方とも財務省管轄下に置かれている。TA だけでは人員数が不足しているため、IA

の人員が税務調査に関与することもある。ただし IA の担当官は税法に精通していないため、あくまでも TA の担当官のサポートの役割を果たす。同様に、10 年以上遡及する税務調査を行う場合には、TA と IA が共同で税務調査を行うこともある。税務調査を実施する場所は、TA/IA の事務所もしくは、企業の事務所にて行われる。特別税務調査の手続きは下のフローチャートを参照すること。



### 3. 企業が税務調査のために準備すべきこと

税務当局から税務調査に関する通知を受け取った後、企業は以下の種類の書類を準備する必要がある。

#### 1) 法的書類および原本の準備

企業は、会社の法的書類を再確認し、FS に基づき、月次および四半期に納付される仕入税および売上税の順番に、原本を整理する。各書類は、会計業務を証明する書類（納税申告書、請求書、契約書、倉庫の領収書など）を完備していなければならない。すべての書類には関係者の署名が必要である。

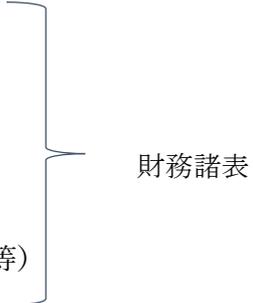
その他、労働契約書、業務委託契約書、任命書、転勤、昇給などの契約書も作成する必要がある。さらに締結した労働契約書に添付する人事記録の整理・作成等も準備しなければならない。さらに機械設備のレンタル、運送など、委託契約等も準備する必要がある。

必要な書類をすべて準備した後、企業は、すべての取引が正確かつ規則に従って記録されていることを証明するために、その資料のコピーを税務当局に送付しなければならない。

注：経理担当者は、支払いや取引の記録を行う前に、その記録もしくは書類を綿密に管理し、完全性と法規の遵守を確認する必要がある。

## 2) 税務当局に提出する財務諸表の作成

税務調査に提出される財務諸表には、以下の種類の報告書が含まれる。

- 損益計算書
  - 貸借対照表－資産
  - 貸借対照表－負債
  - 試算表
  - FSに添付されたもの（注記、法人税額計算、納税記録サマリー等）
- 
- 財務諸表

## 3) 銀行取引明細書の確認

企業の会計士は、年次銀行取引明細書が作成されているかどうかをチェックする。

❖ 税務調査時に準備すべき資料リスト：



- 財務諸表(F/S)
- FSに添付されている添付書類（注記、法人税額計算、納税額集計表など）
- 銀行取引明細書
- 法人税の還付および領収書。



- VATの還付と支払領収書
- 支払VATと売上VATのリスト。
- 売上と経費に関するVATインボイス。



- 個人所得税の還付および領収書
- 従業員の連絡先
- 給与計算
- スタッフハンドブック



- WHTの還付および支払い領収書
- 現地サプライヤーのリスト
- 海外サプライヤーのリスト
- 現地及び海外サプライヤーの担当者

## 第 14 章：エネルギー事業活動に関する付加価値税（VAT）の実施状況

2022年7月4日財務省により、2021年8月7日付の税法の条文の一部改正に関する法（No. 01/NA）に基づき、2018年6月20日付の付加価値税法（No. 48/NA）の条文、内容改正が告示され、エネルギー事業に係る VAT の管理、計算、申告、VAT 控除および還付手続きのガイドラインが発表された。

### 1. 納税者番号（TIN）の取得

ラオスの納税者番号である納税者番号（以下「TIN」）は、納税状況や納品情報を管理・監視するために用いられる。

関連当局から許可を受けた上でエネルギー分野の事業活動を行っている個人または法人は、企業登録証明書と共に付与される TIN を申告および納税時に使用する。ラオス非居住者で国内に企業を有しない場合であっても、エネルギー分野やその他の関連分野で事業を営みかつ 90 日以上の期間ラオス国内で所得を得た個人または法人は、TIN を取得する義務が発生する。

### 2. 会計コンプライアンス

エネルギー事業に関わる企業は、ラオスの会計制度（Lao accounting standard）または財務省とのコンセッション契約（以下「CA」）に基づいたその他の会計制度を適用する必要がある。決算報告書は、CA に基づき外国語および外貨建てで表記することができるが、所管の会計税務所提出の際にはラオス語およびラオス通貨表記にする必要がある。

### 3. VAT コンプライアンス

#### 1) VAT7%の適用

この二つの電力に関わる項目に対しては VAT 7 %が適用される。

- ラオス国内の一般消費者への電力供給
- 電力生産者（EDL Gen）の自家消費電力供給、または電力事業ではないが、自家消費費用および電力会社の消費費用に電力を供給している事業。

#### 2) VAT 免除項目

下記に対しては VAT が免除される。

- 国外および経済特区への電力の輸出
- ラオス国内へ電力を供給するための国外や経済特区からの電力輸入
- ラオス国内の国際機関、大使館または領事館への電力供給（関連する規定に遵守した上で関係各所の認定を受ける必要有）
- 電力事業者への国内電力供給
- 発電事業者または電力会社による国外または経済特区から物品および設備の直接輸入する事業

### 3) 付加価値税の課税標準と計算方法

- 課税標準は電力量計に基づく月々の電力量に、売買契約書上の価格または国内電力使用料に応じて政府が随時決定する価格
- 付加価値税の計算方法：

例：セメント工場で1カ月に1,500KWhの電力を使用した場合、電気使用料は、政府が設定した価格テーブル（付加価値税を除く）に基づき以下のとおりとなる。

使用量 (KW)～(KW)		使用量 (KW)	単価 (キープ/KWh)	価格 (キープ)
0	50	50	300	15,000
50	150	100	400	40,000
150	300	150	500	75,000
300	500	200	600	120,000
500	750	250	750	187,500
750	750以上	750	1,000	750,000
小計				1,187,500
付加価値税 VAT)				83,125
合計				1,270,625

### 4) インプット VAT、アウトプット VAT、VAT 支払額

- 電力事業者（EDL, EDL Gen）
- 1) インプット VAT:
    - 付加価値税制度下において事業を営んでいる事業者からの設備、物品およびサービスの購入に関連するインプット VAT は、アウトプット VAT から控除することができる。
    - 固定資産としての設備および物品の購入／輸入に関するインプット VAT は、それらの資産価値に計上される。

- 電力事業者が、ラオスの非居住者またはラオスに企業を有しない者から、事業上または固定資産として設備、物品、サービスを購入した場合、VATを計算し、事業費または固定資産として計上しなければならない。
  - 2) アウトプット VAT：アウトプット VAT は、電力事業者が国内の一般消費者に電力を供給した額、自己消費額、他者への技術サービスの提供の対価、物品の販売額、固定資産の販売額、その他事業からの収入に関する付加価値税を指す。
  - 3) VAT の支払い額： VAT アウトプット > VAT インプット
- 
- 国内電力生産・発電事業部門
  - 1) インプット VAT：付加価値税制度下において事業を営んでいる事業者からの設備、物品、サービスまたは固定資産の購入および輸入に関連するインプット VAT は、事業費または固定資産価額に加算しなければならない。
  - 2) アウトプット VAT：**電力事業者と同様**
  - 3) VAT の支払い額：**電力事業者と同様**

## 第 15 章：物品税に関するアップデート

2023 年 10 月 9 日、ラオス国家主席は物品税に関する国家主席令（No. 003/PD）を發布し、物品税法第 15 条に規定される特定の種類の商品の物品税率を引き上げることを決定した。当該税率は、物品税法が改正されるまでの期間も暫定的に適用される。

また、本法に関してより具体的に説明するものとして、2023 年 12 月 22 日付で財務省告示（第 4172/MOF）が発令されている。詳細は以下のとおりである。

### 1. 物品税率が改定された商品

- 物品税率が改定された商品を以下に示す。
  - 燃料エネルギーで走る車（ジープとセダンのみ）
  - アルコール飲料
  - ビール
  - タバコ
  - インスタント飲料
  - コイン落とし、あらゆる種類のゲーム機、適切な認可を受けたあらゆる種類のギャンブル機

No	商品リスト	物品税率
1	燃料エネルギーで走る車（ジープとセダンのみ）	
	❖ 排気量 1,000 CC 以内	31%
	❖ 排気量 1,001 – 1,600 CC	41%
	❖ 排気量 1,601 – 2,000 CC	56%
	❖ 排気量 2,001 – 2,500 CC	66%
	❖ 排気量 2,501 – 3,000 CC	82%
	❖ 排気量 3,001 – 4,000 CC	127%
	❖ 排気量 4,001 – 5,000 CC	200%
	❖ 排気量 5,001 CC 以上	220%
2	アルコール飲料	
	➢ アルコール度数 23 度超	110%
	➢ アルコール度数 10 度以上 23 度	90%
	➢ アルコール度数 10 度未満	72%
3	ビール	
	▪ アルコール度数 5 度超	70%
	▪ アルコール度数 0.5 – 5 度	60%

4	タバコ	
	○ 葉巻、紙巻きタバコ、その他のタバコ	72%
	○ パイプ・巻きタバコ	47%
5	インスタント飲料	
	● ソフトドリンク、炭酸水、その他類似飲料	12%
	● エナジードリンク	17%
6	コイン落とし、あらゆる種類のゲーム機、適切な認可を受けたあらゆる種類のギャンブル機	50%

物品税の対象となるその他の種類の商品およびサービスであって、今回条例において引き上げの対象とならなかったものは、税法の一部の条文の改正に関する法令および物品税法第 15 条に従う形となる。

## 第 16 章：外貨管理

2022 年 7 月 7 日、国民議会は外貨管理法（第 15/NA）を公布した。この法律は、通貨流通、貿易、サービス、投資の促進を効果的かつ効率的に行い、外国との決済より発展、外国との経済協力関係を拡大、さらに国家の経済社会の発展に寄与するための外貨管理に関する原則、規則、措置を規定したものである。

この法律は、ラオス国家主席が公布令を公布し、官報に掲載された後、2022 年 10 月 1 日から施行されており、ラオスの会計・税務コンプライアンスに関連する条項が規定されている。そこで、本章では、外貨管理法の概要について以下のとおり説明する。

外貨管理は原則本法に従うが、別途ガイドライン等で例外項目を含む規定がされているから、留意する必要がある、第 17 章を参照のこと。

### 1. 外貨管理について

#### 1) 外貨管理

外貨管理とは、貿易、サービス、援助金、投資、融資、預金、およびラオス国内への現金の持ち込み、ラオス国外への現金の持ち出しに関連して、ラオス国内に土地を有す、もしくは有さない者が、外国通貨および金を所有する、使用する、および外国との取引に対する支払いを行うことにかかわる原則、規制、および措置を実施することと規定されている。

#### 2) 外貨の保有

ラオスに居住する者（居住者）および居住していない者（非居住者）は、規定に従ってラオス国内の商業銀行で普通預金口座を保有・開設して現金として保有することで、合法的に取得した外貨を保有することができる。ラオス銀行（BOL）は、居住者および非居住者の預金口座開設に関する原則および規則を定めている。

#### 3) 外貨の使用

外国通貨を保有する個人、法人、組織は、ラオス国内での商品、サービス、債務、配当、給与、賃金などの送金や支払い、国家に対する義務の履行に使用する前に、ラオスキープに両替しなければならない。このような両替は、商業銀行でのみ行わなければならない。

また、ラオスにおける商品の価格、サービス料、給与、人件費等の決定には、キープを使用しなければならない。

#### 4) 海外への支払い

海外支払いとは、海外との取引やサービス、所得、資金、証券取引所での投資、貸付、国際預金、ラオス国内外への現金の持ち込み・持ち出しに関する外貨建て取引と定義されている。。

ラオスの居住者および非居住者は、銀行システムを通じて国際決済を行ったり、国際決済のためのサービスプロバイダーを通じて、上記の外貨建て取引に外貨を使用することができる。

#### 5) 商品やサービスの輸出入に関連する資金の流れのモニタリング

ラオスで登録された商品やサービスの輸出入者は、商品やサービスの支払いを処理するために、ラオスにある商業銀行に預金口座を持つ必要があり、また、預金口座を開設した商業銀行で外貨を購入することもできる。

輸出入業者は輸出による収入がある場合、商業銀行に送金し、同時に外貨を銀行に売却しなければならない。また、輸出入業者が輸出のための生産に関連する原材料や資材などを購入したい場合、その銀行に外貨の購入を申請することができる。

#### 6) 従業員の収入に関連する資金の流れのモニタリング

従業員の所得は、給与、賞与、手当、その他の法定所得から構成される。ラオスで合法的に就労する外国人従業員は、ラオス銀行の規定に基づき、ラオス国内で稼得した所得を海外に送金することができる。海外で働くラオス人従業員は、ラオスにある商業銀行の預金口座に所得が振り込まなければならない。

#### 7) ラオスにおける海外直接投資に関連する資金の流れのモニタリング

ラオス居住者が海外に直接資本を行う場合、投資促進法の規定を遵守し、海外直接投資の方針・計画に従ってラオス銀行から許可を得なければならない。また、ラオス国内の商業銀行で投資用の預金口座を開設し、投資資金や海外投資からの収入を国内に送金する必要がある。

#### 8) 居住者の海外預金の開設

ラオス居住者は、ラオス銀行の許可に基づき、以下の目的で海外に預金口座を開設することができる。

- 商業銀行の業務
- 海外との信用取引を含む融資および融資に対する支払い
- 関連機関の許可を得た海外投資、海外の支店または駐在員事務所の設立
- ラオス銀行の規定に基づくその他の目的

## 9) 両替サービス

両替サービスを提供できるのはラオス国内にある商業銀行のみで、ラオス中央銀行の規定に従って為替レートを設定しなければならない。ある通貨から他の通貨への両替は、まずキープの両替を通さなければならない。

## 第 17 章：外貨管理に関するその他の規制

2023 年 7 月 14 日、首相は外貨管理法の内容、特に外貨の保有と使用、商品やサービスの輸出入に関連する資金の流れの監視、労働者の収入、ラオスへの外国直接投資、外国預金に関する報告、両替業務を厳格に実施させるために外貨管理の実施に関する首相命令（No.10/PM）を公表した。この法令の目的は外貨管理法にて規定された内容を厳格に実施させることであり、特に外貨の保有および使用、商品およびサービスの輸出入に関連する資金の流動の監視、労働者の収入、およびラオスへの外国直接投資、外国預金および両替サービスの報告が規定されている。

2023 年 10 月 25 日、ラオス中央銀行は経済特区における外貨管理に関する合意（第 1039/BOL）を公布し、外貨の効果的な管理に貢献し、経済特区における貿易および投資を促進することを目的として、銀行システムを通じた外貨の移動を秩序だったものにするため、経済特区における外貨管理の原則、規制、措置を定めた。

2023 年 11 月 8 日、商工省は、外貨の決定、公表または広告の管理、監督および検査に関する省令（第 2021 号/MOIC）を公布した。経済特区では、規定に従ってラオス国内の商業銀行に預金口座を開設し、現金として保有することで、合法的に取得した外貨を保有することができる。

### 1. ラオスにおける外貨の使用

外貨管理の実施に関する首相命令の第 2 項では、ラオス国内での外貨の使用にあたり、下記のとおり各省や個人法人の役割が規定されている。

#### 1) ラオス中央銀行の役割：

- a) 電子プラットフォーム上による外貨の国内支払システムを改善する。
- b) ラオスキープによる商品・サービス代金の支払を要求することにより、商業を促進するための国内の支払システムを開発する。
- c) 経済特区における外貨の使用に関する規則を発行する。

#### 2) 財務省の役割：

- a) 収入およびその他の予算債務をラオスキープで徴収する。外貨建ての予算収入の徴収は、外貨建ての収入を伴う商品またはサービスを自主的に輸出する企業のみが行うことができる。
- b) 外貨で予算収入を述べて、財務省を通じてラオス中央銀行に預金することができる。

### 3) その他の省の役割：

- 商工省は、ラオス国内における電子プラットフォーム（E コマース）を通じた売買、コンサルティング・サービス料金のラオスキープ建てでの価格決定、広告、支払い、徴収に関する管理、監視、検査を行う。
- 天然資源環境省は土地使用权および建物に伴う価格の表示、広告、および売買決算等の管理、監視、検査を行う。これらは全てラオスキープで行わなければならない。
- 価格、広告を指定するため、公共事業・運輸省に割り当てられ、全セクターの管理、監視、検査を行う。ラオス国内での支払い、契約料、交通費はラオスキープで行わなければならない。
- 教育・スポーツ省が価格および広告等の管理、監視、検査を行う。ラオス国内での支払い、契約料、交通費はラオスキープで行わなければならない。
- 保健省が価格および広告等の管理、監視、検査を行う。ラオス国内での支払い、契約料、交通費はラオスキープで行わなければならない。
- 情報文化観光省が価格および広告等の管理、監視、検査を行う。ラオス国内での支払い、交際費、旅行費、ホテル代、飲食代はラオスキープで行わなければならない。
- 労働社会福祉省が価格および広告等の管理、監視、検査を行う。ラオス国内での支払い、給与と賃金はラオスキープとなる。
- ラオスに居住する国内外の個人、貿易業者、投資家であって、上記全項目の産業に関連する商品・サービスを発表、告知、広告することを希望する者（支払い、受け取りを含む）の場合、価格はラオスキープでのみ決定される。

## 2. 商品やサービスの輸出入ビジネスにおける外貨管理

2023年7月24日のラオス中央銀行「商品・サービスの輸出入業務における外貨管理に関する中央銀行総裁合意（No.677/BOL）」に基づき、銀行システムを通じた輸出入業務における外貨の回収・支払いを管理することを主な目的としている。この合意の第5条では、商品・サービスの輸出入ビジネスを行う法人は、支払い・回収の目的で商業銀行に預金口座を開設するための輸出入業者登録申告証明書を取得するため、商工省（MOIC）から輸出入業者登録証明書を受領した日から10営業日以内にラオス中央銀行（BOL）に登録しなければならない、と規定される。

ラオス中央銀行（BOL）の輸出入業者登録申告証明書を申請する際の主な添付書類は以下のとおりである。

- BOLからの申込書
- MOICからの輸出入業者登録証明書のコピー

- 企業登録証明書（ERC）／投資許可証のコピー
- 営業許可証のコピー
- BOL 要件に基づくその他の補足書類

BOL は、すべての書類を正確かつ完全に受領した日から 5 営業日以内に輸出入業者登録申告証明書を検討し、発行しなければならない。

BOL で輸出入業者登録申告証明書を取得した後、商品・サービスの輸出入業務を行う法人は、商品・サービスの輸出入のための代金回収・支払いのために、10 営業日以内に 商業銀行で預金口座を開設しなければならない。

### 3. 経済特区における外貨の使用

2023 年 10 月 25 日付経済特区における外貨管理に関する合意（第 1039/BOL）では、すべての代金支払いや回収は原則キープを使用し、振り込みも認められるとされるが、外貨を使用する場合は、以下の項目が可能である。

#### 1) 商品およびサービスに対する支払いおよびその代金の受領：

- ポーテンデーンンガム経済特区では中国人民元(CNY)の使用が可能である。
- ゴールデントライアングル経済特区では中国人民元(CNY)またはタイバーツ(THB)の使用が可能である。

#### 2) 商業銀行を通じた、従業員の給与、賃金、賞与、手当、その他の収入の支払いおよび受領

- ポーテンデーンンガム経済特区およびゴールデントライアングル経済特区のみ、全ての外貨の使用が可能である。

#### 3) 資本金、配当金、および債務の支払いおよび受領。

- ポーテンデーンンガム経済特区およびゴールデントライアングル経済特区のみ、すべての外貨の使用が可能である。

#### 4) 商業銀行の預金口座開設

経済特区の居住者で外貨預金口座を開設しようとする者は、キープ通貨の預金口座を持たなければならない。この合意の発効前に外貨預金口座を持っていて、キープ通貨預金口座を持っていない者は、商業銀行にキープ通貨預金口座を追加で開設しなければならない。

経済特区に 90 日以上滞在し、外貨を使用する場合は、経済特区内の商業銀行で外貨口座を開設しなければならない。

預金口座開設のための書類は以下のとおりである。

- **ラオス居住者**

- 商業銀行の口座開設フォーム
- 住民票の写し（経済特区に 90 日以上居住する場合）
- 身分証明書または家族台帳のコピー（個人の場合）
- 企業登録証明書または投資許可証のコピー

- **ラオス非居住者**

- 商業銀行の口座開設フォーム
- 住民票の写し（経済特区に 90 日以上居住する場合）
- パスポートまたはボーダーパスのコピー
- 従業員契約書のコピー（仕事で経済特区に来る外国人の場合）
- 証明書または契約書のコピー（外国人である個人または法人とサービス提供者の場合）

#### 4. 外貨の決定、公表、広告に関する管理、監督、検査

外貨の決定、公表または広告の管理、監督および検査に関する大臣合意（第 2021 号/MOIC）は、主に 2022 年 7 月 7 日付外国為替管理法（第 15/NA）第 54 条および第 55 条、ならびに 2020 年 7 月 14 日付外国為替管理法第 10/PM）第 2.3 項(2)をより明確に施行するためのものであり、基本的に E-Commerce 等を含む市場での製品価格およびサービス料の支払いと回収、購入車両、贅沢品/貴重品、コンサルティング料においてのラオスキープの使用の徹底および MOIC の価格設定および広告の管理、監視および検査に関する責任が規定されている。

違法行為があった場合、2022 年 7 月 7 日付外国為替管理法（第 15/NA）第 54 条および第 55 条の規定により、違反者に対して以下の措置が取られることに留意すること。

- 1) 初回の軽微な違反については、教育と警告が行われ、書面による記録が作成され、30 日以内には是正しなければならない。
- 2) 故意または 2 回目の違反の場合、第 55 条第 2 項第 1 号の規定に従い、1,000 万～2,000 万キープの罰金が科される。
- 3) 繰り返し違反した場合は、前回の罰金額の 2 倍となる。

## 第 18 章：Accservice.la システムを通じて年次財務諸表を電子的に提出する方法

2023 年 1 月 3 日付都財務局告示（No.002/MOF.VTE）および 11 月 16 日付告示（No.346/VTE.FD）によると、ビエンチャン都財務局会計管理課に登録し、会計業務の管理に登録し、会計コンプライアンス証明書（以下「ACC」）を発行した企業に対して、2022 年および 2023 年終了年度の年次財務諸表報告書（"FS"）と財務諸表注記および関連報告書を Accservice.la システムを通じて電子提出することが記載されている。なお企業が ACC を取得するためには、該当年度の財務諸表を当局に提出した後、当局から渡される書式に以下の情報を記入しなければならないと規定されている。

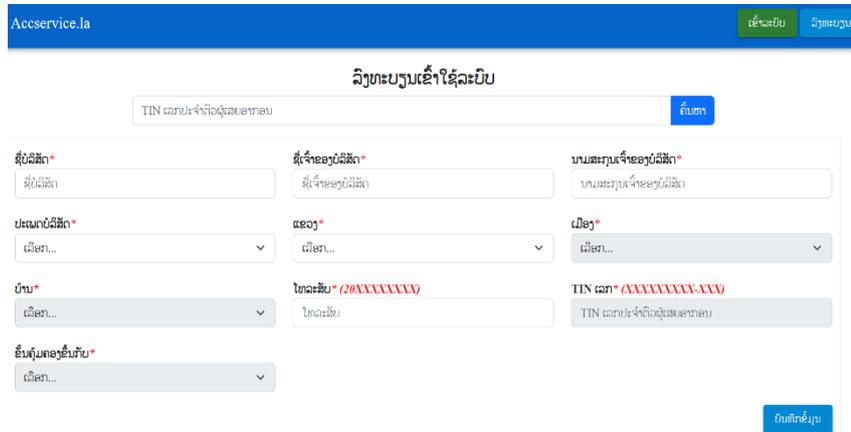
- 1) 財務・経理部門の従業員数
- 2) MOF が規定した雛形に基づく経理マニュアル
- 3) 勘定科目コード（ラオス語または外国語）
- 4) 企業が使用している会計システム
- 5) 企業が使用している通貨
- 6) 企業が使用している決算期
- 7) 一定の勘定科目台帳（現金、銀行およびその他）および減価償却計算表
- 8) 財務諸表に開示されている情報

2022 年会計年度分（FY22）の提出期間は 2023 年 1 月 1 日～2023 年 3 月 31 日まで、2023 年会計年度分（FY23）の提出期間は 2024 年 1 月 1 日～2024 年 3 月 31 日までである。なお、上記両通達に定める期限内に FS を提出できなかった企業については、会計法に定める過料・罰金等の措置が講じられる。

### 1. Accservice.la システムへの登録

同通達によると、ビエンチャン首都財務局会計管理課に登録されているすべての企業は、納税証明書申請書を提出する前に、Accservice.la システムに登録し、会社情報の記入を完了し、財務諸表注記を含む財務諸表および関連報告書を Accservice.la システムを通じて電子的に提出

する必要がありとしている。なおこちらのオンラインシステムは今後ビエンチャン首都地域だけでなく、ほかの県にも拡大される予定である。



登録のための初ページで会社情報の確認を記入し、正確な情報を再確認した後、保存をクリックする。



Accservice.la システムにログインするために直接登録された電話番号にユーザー名とパスワードが送付される。

## 2. Accservice.la システムによる電子の財務諸表報告書の提出を準備

ビエンチャン都財務局会計管理課に登録した企業は、必ず完了しなければならない。また、すべての最終報告書は、Accservice.la システムを通じて提出する前に、承認ディレクターの署名を得て、スキャンファイルとして保存しておく必要がある。

1) 会計当局が Accservice.la を通じて提出を要求する財務諸表報告書および関連報告書は以下のとおりである。

- ✓ 一般試算表
- ✓ 収入試算表－費用
- ✓ 計算後の試算表
- ✓ 貸借対照表－資産

- ✓ 貸借対照表－負債
- ✓ 損益計算書
- ✓ 会計と税務の計算書
- ✓ キャッシュフロー計算書
- ✓ 株主資本等変動計算書
- ✓ 財務諸表注記
- ✓ 前年の納税証明書
- ✓ 前年の会計コンプライアンス証明書

2) 会計当局が Accservice.la システムを通じて提出を要求する追加レポートは以下のとおりである。

- ✓ 総勘定元帳
- ✓ 会計マニュアル（直近に更新および承認されたもの）
- ✓ 現金出納帳のモニタリング／登録
- ✓ 通帳のモニタリング／登録
- ✓ 減価償却費の計算を含む固定資産台帳
- ✓ 売掛金の年齢表
- ✓ 買掛金の年齢表

さらに、ビエンチャン都財務局会計管理課に登録されている企業は、当期の損益計算書、当期の税務サマリー、当期の会計と税務の計算書の作成、各種所得税計算書の草案、企業の銀行口座と銀行名の詳細、納税証明書申請書に基づく次年度の税務サマリー計画、次年度の収入計画を作成し、ビエンチャン都財務局当局に提出しなければならない。

### 3. 年次財務諸表報告書のステップ（Accservice.la システムによる電子提出）



ຍິນດີຕ້ອນຮັບເຂົ້າສູ່ລະບົບການສົ່ງເອກະສານລາຍງານການເງິນ  
Accservice.la

TIN ເລກປະຈຳຕົວຜູ້ເສຍອາກອນ\*

713131121-900

ລະຫັດຜ່ານ\*

.....

ຈື່ລະຫັດຜ່ານ

「<https://accservice.la/login>」をクリックしてからユーザー名とパスワードでログインする。



ホームアイコン

ログイン後、システムを使用するための依頼書の標準テンプレートをダウンロードするページに移動します。ダウンロードしたリクエストレターを印刷し、ディレクターの名前と会社の印鑑を押印した後、PDF ファイルをスキャンしてシステムにアップロードする必要があります。承認ボタンをクリックすると、次のアイコンがポップアップ表示されます。



企業情報管理アイコン

ここで企業情報、コンサルタント会社情報、監査法人情報、会計実施者情報などを記入する。



電子提出アイコン

まず、企業規模を考慮し、どのような報告書を提出しなければならないかを入力します。次に、当局が提出を要求する報告書が表示されますので、PDFでの提出を選択する。



電子提出アイコン

当局が要求するすべてのレポートおよび関連レポートは、当局によるプレビューおよびレビューのために本ページに表示される。当局から再提出が求められた場合は、このページで提出する。



メモ作成アイコン

当局は初回レビューを行い、再チェックのための Draft メモを作成します。もし、明確にする必要があれば、当局は文書や報告書の再提出を通知する。



メモの送付と政府手数料の証拠支払いアイコン

企業が当局の作成したメモ草案を確認し、同意した後、当局は会計権限者の署名と部門スタンプ、会計権限者名スタンプが押された最終メモを発行する。次に、企業は担当役員からの承認および署名を得るために印刷する。企業は次のステップで政府手数料を支払う。



最終メモ提出アイコン

担当役員の承認を得た最終メモの提出と、政府手数料の支払証明の提出。



会計コンプライアンス証明書アイコン

当局は、このページで会計コンプライアンス証明書のドラフトを発行する。その後、企業は直接ビエンチャン都財務局で会計コンプライアンス証明書の原本を取得することができる。

## 第 19 章： Accservice.la システムを通じて年次財務諸表を電子的に提出する方法に関する その他の事項

2023 年 11 月 16 日付ビエンチャン都財務局会計管理課からの通達（No.346/VTE.FD）によると、ビエンチャン都税務署に登録されているすべての企業は、2023 年度の財務諸表注記付き年次財務諸表報告書を Accservice.la システムを通じて電子提出しなければならないとされている。

2023 年度中に、Accservice.la システムを通じて、会計当局が要求する 2023 年度財務諸表注記付き年次財務諸表報告書および関連報告書の電子提出に関して、以下のような事項があることに留意する必要がある。

- 1) 財務諸表報告書の登録・提出に関する正式なガイドラインはなく、企業は会計当局との共同トレーニングコースに登録するか、Accservice.la システムを通じて登録・提出方法の相談を電話で依頼するのみである。
- 2) ラオス語のみの対応となる。
- 3) 会社情報管理ページの会社プロフィールは、誤った情報がシステムに入力されても、翌年にシステムが再オープンとなるまで、修正することができない。この場合、企業は会計当局に通知することができ、システムエラーによるペナルティはない。
- 4) 誤った添付ファイルが提出された場合、FS レポートの再提出を行うことはできないが、ほかの方法で再提出を行うことは可能。
- 5) Accservice.la システムを通じて年次財務諸表報告書を電子提出することは可能であるが、企業は財務局で会計コンプライアンス証明書（Accounting Compliance Certificate、「ACC」）の原本を取得する必要がある。
- 6) 会計当局のサポートは十分ではない。

上記の Accservice.la システムによる電子提出の問題に関して、企業は、提出する会社情報およびすべての報告書を完全かつ正確に準備しなければならない。また、各ステップにおいて、提出前に再確認を行い、システムツールに懸念がある場合は、会計当局に確認する必要がある。

## 第 20 章：LFRS の実務的課題

### 1. LFRS 導入における現在の困難

税務当局は、2021 年以降、LFRS(大企業向け LFRS または中小企業向け LFRS)を導入するよう、非上場企業(non-PIE)に対して促している。会計に関する法律の実施に関するガイドライン (No.531/MOF) に基づき、公布された LFRS (FRS と呼ばれる) に準拠しない企業は、罰則を受けると記載されている。

財務省会計部門(AD)および税務局は、2021 年度の財務諸表の提出時に、20%の Non-PIE が LFRS のフォーマットに準拠しない 2021 年度の財務諸表を作成し、さらにその財務諸表を当局に提出する際に LFRS の会計コードを使用していることを確認している。残りの 80%の Non-PIE 企業は、LFRS の財務諸表雛形 (ガイドライン) および LFRS の勘定表のみに基づいて財務諸表を報告・作成しているが、LFRS に完全には準拠していない (すなわち、LFRS で規定されている会計基準が適用されていないと説明される)。2021 年度には、これらの事業者に対する罰金は課されなかった。しかしながら AD は、これらの企業がまだ LFRS 適用の過程にあることを認め、LFRS への完全準拠は 2022 年度になる見込みであるとの見解を 21 年度に公表していた。

しかし、これは AD と TD が解決すべき大きな課題である。2022 年度以降では、企業は LFRS の原則を可能な限り遵守していることを示すために、遵守・非遵守事項の Gap レポートを作成することで、企業がこの課題の解決・遵守のために多大な努力をしたことを当局に対して示す必要がある。

2023 年当初、当局は 2023 年 1 月 3 日付通達 (No.002/MOF.VTE) を発行し、さらに、2023 年 5 月 18 日付通達 (No.056/MOF.VTE) を発行し、ビエンチャン首都財務局にて登録されている企業に対して、下記のとおり指示した。

### 2. 現金出納帳の月次モニタリング

ビエンチャン首都財務局に登録されている法人は、手元現金と銀行現金の動きを管理し、明確にするために、当局が発行する月次モニタリング用現金・預金出納帳雛形を確認し、Accservice.la システムを通じて期間の年次財務諸表と一緒に電子提出する必要がある。この報告書の目的は、インボイス、VAT インボイス、レシート、および銀行参照番号の取引件数等を、当局の検査用にその雛形に開示することである。

### 3. 会計と税務の計算明細書

ビエンチャン首都財務局に登録された法人は、当局から発行された会計と税務の計算書を作成する必要がある。

1) 法人は、所得税法第 17 条にて規定されている控除対象外所得リストおよび所得税法第 18 条にて規定されている控除対象外費用リストに基づいて、控除対象外所得および控除対象外費用の明細を作成しなければならない。

2) 法人は、法人所得税を計算し、年 2 回納付しなければならない、さらに初回の半期納付はその年の 7 月 20 日以内に、2 回目の半期納付は翌年の 1 月 20 日以内に行わなければならない。

### 4. 財務諸表注記

ビエンチャン首都財務局にて登録された法人は、財務諸表に対する注記を準備しなければならない。財務諸表の注記は、重要な会計方針と財務諸表の特定の数値の明確化であり、損益計算書、財政状態計算書-資産と負債で構成されている必要がある。

### 5. 会計マニュアル

ビエンチャン首都財務局にて登録された法人は、当局から発行された会計マニュアルのひな型を使用し、研修を受けなければならない。事業体は、事業内容に適した定義を適用し、会計マニュアル帳簿に記載・添付することができる。会計マニュアルは、会社組織図、銀行口座比較表、支払伝票、現金集計表、銀行集計表、売掛金集計表、買掛金集計表、棚卸資産集計表、固定資産集計表、会計と税務の計算書案、表紙付録、勘定科目表、会計ガイドラインなどがある。

### 6. 年次会計モニタリング証明書または会計コンプライアンス証明書 (ACC)

年次認証は、法人が登記されている財務省（以下「MOF」）の会計部門／類似部門（例：ビエンチャン都財務局）から取得しなければならない。この証明書は、年次会計モニタリング証明書（Annual Accounting Monitoring Certificate）または会計コンプライアンス証明書（Accounting Compliance Certificate）と呼ばれる。この証明書は、企業の会計がラオスの会計法規に準拠していることを証明するもので、会計部門が発行する。2023 年当初、当局は、年次財務諸表を Accservice.la システムを通じて電子的に提出するために、ビエンチャン都財務局

に登録された法人を要求しており、システムを通じて提出を終えた法人は、翌年もビエンチャン都財務局で直接証明書の原本を取得する必要がある。この証明書は、納税管理・検査の参考資料となり、企業の完全な会計処理を促すものである。

## 7. 罰則以外の措置

Accservice.la システムに登録された法人が、LFRS および 2023 年 12 月 26 日付会計法（改正）（第 47/NA）に従って、財務報告基準および会計法を遵守していない、またはほぼ遵守していない場合、財務省会計部門は、その期間に対する企業の会計実務に関する指摘事項のサマリーメモを企業に対して発行して、翌年以降企業が財務会計基準および会計法を遵守することを要請する。

会計法（改正）（第 47/NA）に従って、財務報告基準および会計法を遵守していない、またはほぼ遵守していない場合、会計当局は、その期間の会計実施メモに、その期間に発行された未決事項を記載する。しかし、これは 1 年間のみ適用され、翌年以降、法人は対応する LFRS および会計法（改正）を遵守しなければならない。もし、翌年度に準拠しない場合、罰金・料金は会計上の罰則となる。重大なコンプライアンス違反があった場合、当局は当該法人の関連規制当局と連携し、企業登録証明書、営業許可、投資許可の停止、取り消しを要求する権利を有し、また各ケースの重大性に応じて関連法に従って処罰する。